

社会福祉法人 台東区社会福祉事業団

令和2年度
事業計画

あさくさ
asakusa

～あなたと共にこの街で～



特別養護老人ホーム 浅草

- ・あさくさ高齢者在宅サービスセンター
- ・あさくさ地域包括支援センター
- ・ケアマネジメントセンターあさくさ
- ・あさくさホームヘルプステーション

特別養護老人ホーム 千束

- ・せんぞくデイホーム

<http://asa-toku.com/>

はじめに

浅草ホームは、地域の皆様が住み慣れた街で、彩り豊かな生活を送れるようにすることを第一の目標に掲げ、昭和62年の開設以来、特別養護老人ホーム、デイサービス、ホームヘルプステーション、ケアマネジメントなどの介護福祉サービスを運営してまいりました。

令和3年度からの施設の大規模改修工事に備えるために、この建物で提供している特養ホームとデイサービスの事業は、令和3年3月末をもって、一時的に休止となります。

そのため特養ホームでは、昨年12月より、入居者の皆様が区内の他施設に転居されるお手伝いを開始させていただいております。

令和2年度については、これまで培ってきたご利用者本位の高齢者福祉サービスの集大成として、ご入居者及びご利用者、ご家族の皆さまが安心して新しいサービスに移行できるよう取組みます。

また、今後の地域福祉の実現に最大限の貢献ができるように、真摯に研鑽をつみ、事業の再開に向けた準備をしてまいります。

令和2年4月

施設長 山 昌 幸

CONTENTS

はじめに	1
目 次	2
基本理念・基本方針	3
1 施設概要	4
2 事業内容	
あさくさ地域包括支援センター	6
ケアマネジメントセンターあさくさ（居宅介護支援事業）	12
あさくさ高齢者在宅サービスセンター（通所介護）	15
あさくさ高齢者在宅サービスセンター（認知症対応型通所介護）	21
あさくさホームヘルプステーション	23
特別養護老人ホーム浅草（短期入所生活介護含む）	26
3 組織及び職務分担	
組織図	37
職種別職務分担概要	38
意思形成の流れ	43
各種会議等運営表	44
特養各会議	45
在宅各会議	46
4 地域との連携	
認知症ケアの支援ネットワーク活動について（仮「あさくさ認知症ネット」）	47
近隣町会・地域住民との活動	48
ボランティア活動の受け入れ	48
こどもや児童・生徒たちとの交流活動	48
5 防災・防犯計画	
防災・防犯訓練計画	49
自衛消防組織と任務	50
6 安全衛生	52
7 職員研修と人材育成	52
8 サテライト事業	
特別養護老人ホーム千束	53
せんぞくデイホーム（認知症対応型通所介護）	62
組織図及び職務分担	64
9 資料（浅草）	
デイサービスセンターご利用者週間予定	65
デイサービスセンター職員日課	66
特養ご利用者週間予定	67
特養介護士業務日課	68
看護師業務日課	69
管理栄養士・厨房業務日課	70
身体的拘束等の適正化のための指針	71
身体的拘束等にかかる取り扱い	74
浅草 職員研修プログラム（令和2年度）	77
倫理綱領（笑顔の浅草・千束15か条）	78
コンプライアンスルール	79
個人情報保護に関する説明事項	80
苦情・相談対応のながれ	81
マニュアル更新計画	83

基本理念

1

高齢者の方が住み慣れた街で、
安心して暮らし続けられるように
お手伝いします。

2

支え合いの地域社会実現のため、
地域に開かれた施設づくりを
目指します。

3

区民から信頼される施設として、
自律ある健全な施設運営を
目指します。

基本方針

1

利用者本位のサービスの提供

2

地域福祉機能の充実

3

透明性、信頼性の確保

4

事業団らしさの発揮

5

自立的、効率的運営の推進

※この基本方針を体現する職員のありかたを明確にするため「倫理綱領〈笑顔の浅草15か条〉」を策定した。

1 施設概要

所 在 地

《特別養護老人ホーム浅草》

- 住 所 111-0032 東京都台東区浅草4-26-2
- 電話番号 ・特別養護老人ホーム浅草 03-3876-1094 (代表)
 - ・あさくさ高齢者在宅サービスセンター "
 - ・あさくさホームヘルプステーション "
 - ・あさくさ地域包括支援センター 03-3873-8088
 - ・ケアマネジメントセンターあさくさ 03-3875-8825
- F A X 03-3871-9524 (共通)
- ホームページ <http://asa-toku.com/>

《特別養護老人ホーム千束》

- 住 所 111-0031 東京都台東区千束3-28-13 千束保健福祉センター内
- 電話番号 ・特別養護老人ホーム千束 03-3875-5081
 - ・せんぞくデイホーム 03-3875-5083
- F A X 03-3875-2023 (共通)
- ホームページ <http://asa-toku.com/>

設立・運営

- 設 立:台東区
- 運 営:社会福祉法人 台東区社会福祉事業団
- ホームページ <http://taitoswc.org/>

事業開始年月日

- 特別養護老人ホーム (短期入所生活介護含む) 昭和62年 5月11日
- 高齢者在宅サービスセンター (通所介護) 昭和62年 7月 1日
- 在宅介護支援センター 平成10年 7月 1日
- 高齢者在宅サービスセンター (訪問介護) 平成10年 7月 1日
(平成14年3月31日事業廃止)
- 居宅介護支援 平成12年 4月 1日
- 地域包括支援センター 平成18年 4月 1日
- 高齢者在宅サービスセンター (認知症対応型通所介護) 平成18年 9月 1日

●あさくさホームヘルプステーション	平成22年 4月 1日
●特別養護老人ホーム千束(短期入所生活介護含む)	平成23年 4月 1日
●せんぞくデイホーム(認知症対応型通所介護)	平成23年 4月 1日

土地建物の状況

《特別養護老人ホーム浅草》

◎敷地面積	1548.30m ²
◎建物面積	907.07m ²
◎延床面積	4588.35m ²
◎建物構造	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階

《特別養護老人ホーム千束》（千束保健福祉センター内）

◎延床面積	1915.85m ²
◎建物構造	鉄筋コンクリート造 地上7階 地下2階 (内 3階・4階・5階)

2 事業内容

あさくさ地域包括支援センター

《担当地区》 浅草、千束、花川戸

運営方針

地域包括支援センターに寄せられる相談は、虐待や貧困、ゴミ屋敷といった課題が複合的に絡まり合ったケース、一人暮らしで徘徊のために保護される認知症の方や多問題家族など、より重層化、複雑化してきています。また、急性期病院から退院する医療ニーズの高い方の在宅療養に関する相談や、特定疾病により支援が必要な若い世代の相談も増えています。

このような課題を抱えた方を支援するケアマネジャーへのサポートも重要な役割になります。

また、こうした方たちが、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスなどが切れ目なく提供されるよう、多職種が連携し、チームアプローチによる対応を行う「地域包括ケアシステム」を充実させていきます。

さらに、積極的に地域に出向き、担当地域の実態を把握し、支援が必要な方に迅速・円滑な対応をし、「ともに支え合うまちづくり」を目指していきます。

事業内容

(1) 介護予防ケアマネジメント(指定介護予防支援事業含む)

要支援者および事業対象者に対して、ケアマネジメントを実施するに当たっては、今後、本人がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を本人、家族、事業実施担当者が共有するとともに、高齢者自身の意欲を引き出し、自主的に取り組みを行えるよう支援します。

居宅支援事業所に委託しているケースは、委託事業所が開催するサービス担当者会議への出席や同行訪問等を行い、情報の共有と適切な支援を目指します。

認定結果が確定する前にサービスを利用する暫定ケアプラン作成については、居宅介護支援事業所との連携を図り、迅速に適切なサービス提供が行われるように努めます。

(2) 総合相談支援事業

① 総合相談・実態把握

高齢者やその家族、地域から寄せられる相談内容は、多種多様です。その相談に対して、実態把握や情報収集に努め、相談内容を的確に把握し、関係機関等と連携を図り、必要と思われる各種サービスの提供や支援につなげます。すぐに支援につながらない場合であっても、継続的に見守り、関与を続けます。

そして、センターで対応できない相談が寄せられた場合は、区の関係部署や関係機関等を案内します。

② 関係機関、地域住民等のネットワーク構築

広報誌、地域行事、ホームページなどで多くの方に、地域包括支援センターをPRし、地域の様々な資源とのネットワークを構築します。また、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアなど、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図り、地域の高齢者を支援します。

③見守りネットワーク

年2回の見守りネットワーク地区連絡会を通じ、高齢者が安心・安全に生活を続けられるよう見守り体制を整えます。また、救急医療情報キットの配付や熱中症予防啓発を行っていきます。

(3)権利擁護事業

①成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者やその親族に対して、台東区や台東区権利擁護センター、医療機関等と連携し、必要に応じて申し立て等の支援を行います。

②高齢者虐待に対する対応

虐待の予防を目指し、認知症の方や家族への支援や、地域の方への理解促進のための活動を積極的に行います。早期に相談や通報が寄せられるように、地域の介護支援専門員や関係者との連携強化を図ります。虐待通報を受けた場合には区に報告した上で速やかに事実確認し、「台東区高齢者虐待対応マニュアル」等に基づき適切な対応を行い、再発防止に努めます。

③消費者被害の予防

消費者被害については、警察や区消費者相談コーナー等と連携し、高齢者が集まる場や広報紙で被害防止の注意喚起を行います。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援を行います。

②地域の主任介護支援専門員との連携

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の連携強化を図ります。主任介護支援専門員連絡会においては、地域の主任介護支援専門員と協働して区民に関わる介護支援専門員全体のレベルアップを図ります。

③介護支援専門員に対する支援

地域で業務に当たる介護支援専門員からの相談に、適切に対応できる体制を整えます。具体的には、困難ケースへの同行訪問やサービス担当者会議への出席を専門的な見地から行います。また、「ケアマネジャーの集い」で情報交換や事例検討会等を行います。

(5)認知症総合支援事業

①認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を中心に、認知症に関する相談への対応、認知症の方やその家族への支援を行います。また、地域の医療機関と協同で認知症カフェを開催します。

さらに、「認知症ケアパス」の普及や、認知症サポーター養成講座の開催により、認知症の理解が促進できるようにします。

2 事業内容

また、認知症コーディネーター、認知症疾患医療センターなど、保健・医療・福祉・介護の関係機関との連携を行っていきます。

②認知症初期集中支援推進事業

認知症地域支援推進員は「認知症初期集中支援チーム」の一員として、認知症が疑われる人あるいは認知症の人に対して、認知症初期集中支援の実施に取り組み、早期診断・早期対応に向けて支援を行います。

③若年性認知症への取り組み

今後、増加が予想される若年性認知症の方への支援方法を蓄積していきます。

(6) 地域ケア会議推進業務

「地域ケア個別会議」や「見守りネットワーク地区連絡会」の開催、「介護予防・自立支援に向けた地域ケア個別会議」への出席を通して、地域課題の抽出を行います。また、それに続く「地域ケア包括合同会議」、「台東区チームミーティング」「台東区地域ケア全体会議」に出席し、「個別課題の解決」、「ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策形成」の5つの機能が果たせるように取り組みます。

(7) 医療・介護連携の推進

①入退院時における連携

日頃から医療機関との連携に努め、入退院時に在宅ケアへの意向がスムーズに行えるよう支援します。

②サービス利用時における連携

主治医に対しケアプランについての情報提供や意見聴取を行い、医療との連携に努めます。また、必要と判断した場合には、利用者の同意を得たうえで、利用者の状況について医療関係者に情報提供します。

(8) 生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターや地域住民との連携を図り、地域づくりや高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。

(9) 一般介護予防事業に関する業務

区の実施する介護予防事業や自主グループの普及啓発を行い、区民が介護予防に取り組むよう支援します。また、地域における通いの場づくりに区と共に取り組みます。

(10) 区の高齢者サービスに関すること

- ①区の高齢者給付事業の申請受付
- ②区が実施する高齢者給付事業の案内
- ③特別養護老人ホームの申請受付

今年度の重点課題

① 総合相談支援業務	民生委員の改選に伴い、新たに顔の見える関係づくりや協力関係を築いていく
② 総合相談支援業務	防災ニーズの高まりがある中で、活用できる体制や資源の把握が出来ていない
③ 総合相談支援業務	高齢者の実態把握と早期対応

重点課題に対する目標と具体的な取組

課題番号	目標	数値	目標に向けた具体的な取組	
			計画	報告
①	民生委員との関係構築	1回	新たに民生委員ごとの包括職員の担当を見直し、より相談しやすい体制を作っていく。また、新たな民生委員との連絡会を開催する。	
②	災害時に活用できる地域連携の構築	—	各町会等の防災に対する取り組みや活用できる資源を把握し、関係者との連携が図れるように努める。	
③	実態把握と見守り訪問の計画的な実施	—	ひとり暮らし等高齢者の見守り活動を強化し、小さな変化を見逃さずに対応可能な支援につなげていく。	

地域包括支援センター人員体制状況

※1 包括的支援業務とは総合相談・権利擁護・包括的継続的マネジメント支援業務を指す。
※2 介護予防ケアマネジメントとは介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を指す。

令和元年度 No.	常勤(常)・非常勤(非) 週の勤務時間(残業除く)	資格(持っているもの全てに○)						介護予防ケアマネジメント※2	令和2年度 No.	資格(持っているもの全てに○)						介護予防ケアマネージメント※2			
		社会福祉士	保健師	看護師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	精神保健福祉士	介護福祉士		社会福祉士	保健師	看護師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	精神保健福祉士	介護福祉士	その他		
1 常 40	○				○	○	8	○	○	1 常 40	○			○	○	9	○	○	
2 常 40	○			○	○	○	7	○	○	2 常 40	○		○	○	○	8	○	○	
3 常 40	○			○	○	○	4	○	○	3 常 40	○		○	○	○	5	○	○	
4 常 40		○	○	○			2	○	○	4 常 40		○	○			3	○	○	
5 常 40	○				○	○	○	12	○	○	5 常 40	○		○	○	○	13	○	○
6 常 40		○	○				3	○	○	6 常 40		○	○			4	○	○	
7 常 40	○						0	○	○	7 常 40	○					1	○	○	
8 非 28					○		○	1	○	8 非 28			○		○	2		○	

その他の資格… 8 柔道整復師

その他の資格… 8 柔道整復師

2 事業内容

年間計画表

項目	内 容	人数・数量など	取組活動の経過(月)											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地域ケア 個別会議	計画	個別課題の解決にとどまらず、地域課題につながる可能性のある問題を発見する会議であることを意識して取り組む。計画回数にとらわれず必要に応じて開催していく。	2回	準備・開催 モニタリング・評価		①			②			①		
	報告													
見守り ネットワーク 地区連絡会	計画	各種協力機関・事業所、相談協力員等と情報を共有し、顔の見える関係を継続していく。事例検討では参加者の意見を聞き、地域課題につながるものを見発できるよう運営していく。	2回 参加 60人 (延べ)	①	準備・開催 報告	①		②				②		
	報告													
街づくり懇談会	計画	街づくりに繋がることを意識し、住民及び関連機関から地域の実情を知り、共通の課題等について意見交換や協議できる懇談会を開催する。	2回 参加 100人 (延べ)			①	準備・開催	②				②		
	報告													
広報誌 「笑顔の浅草」 の発行	計画	関係機関や高齢者の来所される場、民生委員等に配付し、情報提供や地域包括センターの周知に努める。	2回 1,000部	①				②						
	報告													

《ケアマネージャー支援》

項目	内 容	人数・数量など	取組活動の経過(月)											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ケアマネジャー の集い	計画	事例検討会・情報交換会・勉強会等を実施し、地域のケアマネジャーの資質向上を図る。	5回	①	準備・期間 7月分包括合宿	④	②	③	⑤					
	報告													
主催・共催														

《認知症地域支援推進事業》

項目	内容	人数・数量など	取組活動の経過(月)											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
認知症カフェ (喫茶YOU)	【台東病院・みのわ地域包括支援センター】地域のボランティアの方々とも連携し、「同想法」や「介護予防体操」「音楽会」等を取り入れ開催する。あわせて、個別相談コーナーを設け対応する。	12回 240人 (延べ)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
			↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
共催	報告		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
			↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
認知症 サポーター 養成講座	計画	ニーズがあると思われる地域の団体等に講座開催の働きかけを行っていく。開催に至らない場合も、情報発信、啓発、連携の強化を目指す。	2回 30人 (延べ)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
主催・共催	報告													
認知症初期集中 支援推進事業	計画	事業の構成メンバーとして、対象者の把握から初期集中支援の実施を通して、適切な支援につなげる。	1ケース 以上	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
実施	報告													
介護者サロン (ほのぼのの集い)	計画	在宅介護をされている方や経験者が交流を持ち、体験や思いを分かち合い、相互の支え合いを支援するためのサロンとして、毎月第二土曜日に開催する。	12回 100人 (延べ)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
共催	報告													
認知症の普及 ・啓発活動	計画	ボランティアフェスティバルにて認知症カフェや認知症サポーター養成講座に関する普及啓発、地域包括支援センターのPRを行う。	1回	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
実施	報告													

2 事業内容

ケアマネジメントセンターあさくさ(居宅介護支援事業)

中長期計画(ケアマネジメントセンター)令和2~4年度

1. ケアマネジメント能力の向上

- ・主任介護支援専門員資格取得の支援を積極的におこないます。
- ・各様々な研修の情報を収集し積極的に研修参加をおこない質の高いケアマネジメントにつなげていきます。参加した研修については事業所内で伝達研修をおこない、情報共有をおこないます。
- ・事業所内での事例検討会、社会資源研究、各種制度勉強会を週1回開催し質の高い公正中立なケアプランの作成に活かしていきます。

2. 医療機関とのネットワークの強化

- ・地域の医療機関との連携を密にして在宅から医療機関、医療機関から在宅への移行をスムーズにおこないます。入院中の経過を把握し退院時カンファレンスに積極的に参加し、在宅生活への移行をスムーズに行います。

3. 困難ケースへの対応と地域ネットワークの構築

- ・サービス拒否、重度の認知症、虐待、ターミナルケア等、比較的困難と思われるケースを積極的に受けていきます。介護保険事業所、地域の様々な機関との連携・協力を通じてマネジメントの幅を広げていきます。

4. 健全な経営を目指します。

- ・ケアプランの質の維持、ご利用者、ご家族との適切な面接の時間を確保しつつ健全な経営が継続できるように、ケアプランの件数を管理していきます。
事業所としてケアプラン作成月平均150件を限度にしていきます。

運営方針

地域包括支援センターに併設した事業所として、公正中立な居宅介護支援事業を展開していきます。地域に展開されるケアマネジメントの、質の向上につながるような模範的な介護予防ケアマネジメントおよび介護給付ケアマネジメントを実践していきます。

運営の柱

(1) 個人の尊厳を守るケアマネジメントの実施

質の高いケアマネジメントを実施するために、ケアマネジャーの知識を高め、技術向上を図りながら、運営していきます。

困難ケースのケアマネジメントについても積極的に実施していきます。

地域包括支援センターをはじめとする関係機関と積極的な連携をして、ご利用者のニーズに、適切かつ迅速に対応いたします。

(2) 主任介護支援専門員の配置

主任介護支援専門員を配置し、ケアプランの作成やその技術指導、相談及び助言を実施することで、事業所全体のケアマネジメント技術の向上を目指します。また、主任介護支援専門員が配置され、指導体制が整っているので、介護支援専門員実務研修の実習生受入事業所として、都に登録をしています。

(3) ケアマネジメント能力の向上

ケアマネジャーの能力向上を目的として、研修や資格取得については、事業所として積極的に支援していきます。

(4) 要介護認定調査の実施

積極的に要介護認定調査を受託し、地域に暮らす高齢者の実態把握につなげていきます。

(5) 客観的事業評価

事業団が行う居宅介護支援事業について、アンケート調査等によるニーズ調査および有識者等による客観的な事業評価を行い、改善に役立てていきます。

(6) 地域づくりへの取り組み

施設全体の取り組みである「街づくり懇談会」「日曜レストラン」「ほのぼのの集い」に運営・参加し、高齢者を地域の皆さんと共に支えていく方法を、ケアマネジャーの立場から検討していきます。

事業内容

(1) 介護給付ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの実施

① 個人の尊厳を守るサービスの実施

人権尊重を基本とするケアマネジメントを実施するため、ご利用者の権利についてケアマネジャー（介護支援専門員）が熟知し、最大限にその意思を尊重したケアプラン作成とサービスコーディネーションを行います。

② 個人情報保護規程の遵守

法人の定める個人情報保護規程にしたがった業務遂行を徹底するために、この事業におけるデータベース、個別記録ファイルの管理、情報開示に関する取り扱い等について担当職員が熟知し対応いたします。

③ 法令遵守の徹底

ケアマネジャー（介護支援専門員）各自は進行管理表を用いて、毎月業務の進行管理を行います。報酬請求の前には必ずこの進行管理表による相互点検を行い、担当ケアマネジャー及び点検者の署名を行います。

④ サービス担当者会議、ケアカンファレンスの開催

ご利用者のニーズに適合したチームケアを実現するため、サービス担当者会議を適切に開催していきます。また、事業所内のケアカンファレンスを効果的に実施し、認知症高齢者や虐待の疑いのある高齢者等の困難ケースへの対応も的確に行います。

特に緊急を要するような利用者やご家族の状況の場合、併設する、地域包括支援センター・訪問介護・通所介護・短期入所生活介護などの協力を得ながら、解決方法を検討します。

2 事業内容

⑤ 効率的でバランスのとれた経営

ケアマネジャーは適切な件数を目標設定し、着実に実績管理をしていきます。

新規認定調査の指定法人として、公正な調査を効率よく実施できるようにします。具体的には、介護保険利用の丁寧な説明や困難ケースの調整などを積極的におこない、区介護保険課への報告や場合によっては本人に同意をとり地域包括支援センターに情報提供をおこないます。また、年間の事業目標及び毎月の目標件数を設定して実績管理をしていきます。

職員の技量向上等

(1) スーパービジョン体制と職員研修の実施

① スーパービジョンの実施による個別の職員及びチームの力量向上

ご利用者の生活上の困難に共感を持って向き合うためには、ケアマネジャー一人ひとりに適切な価値判断が求められ、そのためには専門的相談援助技術の体系的な基盤の構築が求められます。スーパーバイザーとバイザーが、相互にこの基盤を確認した上で、具体的な課題についての対応を可能にする成長を目指した取組みをします。

② 研修参加による必要な知識の確保や技術水準の向上

東京都介護支援専門員現任研修の受講を計画的に行います。また認知症ケアやケアマネジメントに関する具体的な講習に参加し、必要な情報の確保に努めます。

(2) 確実な実績管理と業務改善による効率化の達成

ケアマネジメントと介護認定調査の二つの事業を安定して運営していくために、個人別実績表を活用して実績管理をしていきます。

また個々のケアマネジャーが効率的に業務を実施するために、個人とチームの課題についての個別申告表を活用して、組織的な業務改善の取組みをしていきます。

(3) 客観的事業評価

① アンケート調査等の実施

ご利用者ご家族へのアンケート調査等によるニーズ調査および有識者等による客観的な事業評価を行い、改善に役立てていきます。

② 事故・苦情に関する分析

ヒヤリハットを含めて事故や苦情について、積極的に取組みます。ご利用者ご家族に誠実に対応するとともに、的確に情報を収集し状況を分析し、原因を究明し再発防止やサービス改善を達成できるように努めます。

あさくさ高齢者在宅サービスセンター（通所介護）

中長期計画(令和2~4年度)

1. 日常生活支援総合事業（通所型サービス・通所型サービスA）

- ・自立支援の観点から隨時、対象者・サービス内容・提供方法等の見直しを図り、より効果的な事業展開を進める。
- ・運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上の選択プログラム、またはアクティビティを提供する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のメニューについても多様化するニーズに対応するため、地域包括支援センターと連携して利用者の状況に応じた個別のサービスメニューを実施する。

2. 送迎業務についての具体的提案

- ・ワゴン車等の車両を利用ニーズに応じて使い分け、希望時間に応えていけるよう調整し運行する。運行は長時間の乗車にならないように実施する。デイサービスの送迎は、介護職1名が添乗する。迎えから帰宅まで介護に係る職員が添乗することで、安心してデイサービスを利用できる環境を整える。

3. 医療を必要とする高齢者への緊急対応についての具体的提案

- ・緊急時の対応について、サービス開始前に家族・ケアマネジャーと情報を確認し、いざという時に速やかに対応できるよう家族・主治医・病院との連携方針を明確にする。
- ・デイサービスセンター滞在中は看護師が緊急対応の中心となるが、送迎中のことも考えられるため、マニュアルを整備し定期的に見直し、運転手や添乗員の訓練を計画実施する。

4. 施設内レクリエーションの取組みについての具体的提案

- ・個別ケアの充実を図るため、利用者が選択できるプログラムの設定やグループ編成の見直しを行う。
- ・「季節の行事」「コンサート」「くつろぎの時間」などの更なる充実に加え、「玩具療法」（玩具のもつ楽しさややすらぎを、デイサービスや日常生活で活かす）、体と頭を使う「リズム体操」、4～5人グループで行う「クラブ」「ゲーム」など、斬新で効果的なプログラムの開発と提供方法の工夫を行う。

5. 認知症高齢者への対応についての具体的提案

- ・パーソンセナードケアを目標に掲げ、その人らしさを尊重した過ごし方をお手伝いし、より家庭的な環境を演出する。調理、お茶入れ、洗い物、洗濯物たたみ、散歩などを自然に取り入れる。
- ・認知症対応型デイサービスの職員は、通常の家庭生活の中で着ている服を着用する。室内装飾は各家庭で行われているように、備品や調度品はできるだけ普通の家庭で使われている物にする。
- ・その方の能力を把握し、何ができるのかをよく理解し、興味・関心を探ることで、ケアの場面で相手の言いたいこと（明確な言葉にならない）を十分に聴き、気持ちを支えるよう対応する。

6. 家族との連携、交流についての具体的提案

- ・「連絡ノート」によって利用都度のサービス実施報告と家族からの情報提供を受ける。
- ・デイサービス、ショートステイを利用する家族の集い「ほのぼのの集い」を定例開催し、各種情報提供と体操教室による健康づくり支援、家族同士の相互交流を図る。

2 事業内容

- ・施設内の全サービスの相談員チームで、家族、ケアマネジャー、他関係機関との交流会や研修会等のプログラムを企画して、ネットワークを構築する。

7. その他

- ・施設ホームページや各デイ通信により、利用者家族やケアマネジャーに対して、多くの情報を提供する。
- ・利用者の入浴ニーズが非常に高くなっています。ニーズに応えるため在宅サービスセンター専用浴室の設置を検討する。

運営方針

【通所介護・通所型サービス・通所型サービスA】

通所介護は、高齢者ができる限り住み慣れた家、地域で暮らし続けられるよう、心身機能の維持・向上を目的とした個別機能訓練や集団活動及び必要な介護等を行います。サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携を図っていきます。

また、一人暮らしの方（日中独居を含む）等にとっては、社会的孤立感の解消としての役割を果たすとともに、不安がある時等に気軽に相談できる「安心」としての見守り機能を地域包括支援センターとの連携のもとに担っていきます。

通所型サービス・通所型サービスAでは、自立支援の観点から、地域包括支援センター等の関係各機関と連携を図りながら、軽度の運動や遊び、趣味等の心身の活性化の為の手助けになる活動にも工夫を凝らし、利用者の意欲を高められるよう働きかけていきます。

運営の柱

（1）在宅における認知症高齢者や多様化する要介護者への対応

① ニーズに応じた柔軟なサービス提供

利用者のニーズにできる限り柔軟に対応できるよう、様々な時間帯のサービスを提供していきます。医療ニーズ・重度の要介護者や認知症等専門的ケアが必要な方についても、柔軟かつ適切に対応できるよう取組んでいきます。また、多様化するニーズに対応するため、地域の特色などを生かした新たなプログラム等を企画します。

② より良質なサービスの提供

各種職員研修、学習会等により職員の接客マナーを向上させるとともに、介護技術、知識等の向上を図り、より良質なサービスを提供していきます。

理学療法士、作業療法士等による専門的な指導・訓練を提供し、機能の維持・向上を積極的に図ります。

③ ケアマネジメント機関との緊密な連携

在宅での総合的な援助が行えるよう、ケアマネジメント機関との緊密な連携を図り、効果的なサービス提供を行います。

④ 他のサービス提供機関との緊密な連携

利用者が効果的なサービスを受けられるよう、他のサービス提供機関との緊密な連携を図ります。

(2) 自立支援を視野に入れた専門的介護の再構築

① 通所型サービス・通所型サービスA

予防給付の見直しにともない、要支援者の多様なニーズに応じ、その方の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み作りを進めていきます。

② 医療ニーズのある方の受け入れ

医療ニーズのある方の利用を受け入れるために、ケアマネージャー、家族、主治医等と連携するとともに、医療知識向上のための研修会への参加やマニュアルの整備などを積極的に進めていきます。

③ 認知症ケアの充実

家族及び介護者との交流、連携の機会を設けます。

研修会、学習会、精神科医師によるコンサルテーション等、より専門的な認知症ケアの充実を図ります。

(3) 自己評価及び第三者による事業評価、意見収集等

① 「介護相談員」による利用者の代弁機能を、施設運営の改善に役立てていきます。

② 「福祉サービス第三者評価事業」に積極的に取組みます。また、毎年自己評価を実施し、第三者評価と比較考慮しつつ改善に役立てていきます。

③ 年1回以上アンケート調査（「顧客満足調査」）を実施し、改善に役立てていきます。

(4) 開かれた施設運営

① 通所介護事業所は、在宅の高齢者を支える中核的なサービスを提供することから、地域福祉の担い手としての自覚を持ち、地域住民との連携や地域活動への参加等、地域との関係性を密にして、地域に頼りにされる施設づくりの一翼を目指します。

② 透明性を高く保ち、適切な情報提供・情報開示に取組みます。

「介護サービス情報の公表」やホームページの活用等、区民に分かりやすく適切な情報提供・情報開示に積極的に取り組みます。

③ 全職員が接遇・マナーの向上に努め、明るくさわやかな施設づくりに努めます。

(5) 地域の人材育成

① ボランティアの積極的な受入れと育成を図ります。

② 実習生の受入れ等、地域の福祉人材育成に努めます。

(6) 効率的な運営

常勤・短時間職員の役割分担を踏まえ、経営効率の良い人員配置を追求していきます。

(7) 日常生活支援総合事業

自立支援の観点から隨時、サービス内容、提供方法の見直しを図り、より効果的な事業展開を進めていきます。

また、地域包括支援センターと連携して、利用者の状況に応じた個別のサービスができるよう、日常生活支援総合事業サービスを実施していきます。

2 事業内容

事業内容

(1) 利用定員及び利用時間

定員40名にて運営します。（日常生活支援総合事業含む）

利用時間については、これまで通り多様な時間枠を設定して、ニーズに応じた柔軟な対応をしていきます。

(2) 利用回数

利用希望者数などの状況を勘案して、利用者個々の状況により利用の回数を決定していきます。

(3) サービスの概要

① 日常生活上のケア

通所介護計画に基づき、移動、排泄介助等の専門的サービスを提供します。

② 食 事

利用者の健康に配慮した献立による食事を提供します。

③ 送 迎

ワゴン車により、送迎を実施します。

④ 入 浴

家庭において入浴が困難な利用者で、デイサービスにおける入浴が必要な方に入浴を提供します。

⑤ 機能訓練

機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、看護師）により、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。月曜から土曜まで毎日、理学療法士・作業療法士、看護師による機能訓練が行われます。

⑥ 口腔ケア

食前の健康体操の実施、食後の歯磨きをより充実させます。

⑦ 生活相談

生活相談員等により、生活等に関する相談・助言のサービスを行います。

(4) ケアマネジャーとの連携

ケアマネジャーとの連携を密にして、利用者に必要なサービスが適時提供できるようにしていきます。

(5) 日常生活支援総合事業

自立支援の観点から、隨時、対象者、サービス内容、提供方法の見直しを図り、より効果的な事業展開を進めていきます。

運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上の選択プログラム、またはアクティビティ（集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練）を提供していきます。

また、メニューについても、地域包括支援センターと連携して、ご利用者の状況に応じた個別のサービスを実施していきます。

今年度の取り組み

(1) 個別ケアの充実を図ります。

利用者が選択できるプログラムの設定やグループ編成の見直しを行い、個別ケアの充実を図ります。これまでに導入してきた各プログラムや行事以外に、通信カラオケシステム利用による（リズム体操）「くつろぎの時間」「ブリーディング エクササイズ」（呼吸法含む）などの更なる充実に加え、玩具を取り入れた玩具療法（玩具のもつ楽しさややすらぎを、デイサービスや日常生活で生かしていきます）、斬新で効果的なプログラムの開発と提供方法の工夫を行っていきます。

(2) 世代をつなぐ役割を担います。

都市部における核家族化が進む中、お年寄りと接する機会の少ない子供たち（その逆も）が増えています。世代を超えた交流は、双方の精神的満足感だけでなく、将来の高齢者福祉に大きな影響をもたらすと考えられます。

これまでも実現してきた地域の保育園、幼稚園、こどもクラブの子供たちとの交流をより充実発展させて、未来の介護の担い手と触れ合う機会を数多く作ります。

(3) 開かれた施設を目指します。

より多くの方にデイサービスの内容を見て、感じて、知っていただき、直接ご意見が聞ける機会を作ります。

① 地域住民の参加呼びかけ

ボランティア活動の積極的な受入れをはじめ、地域の皆様、近隣の中学校、高校の生徒や大学生、社会人に広報等を活用して、広く参加を呼びかけていきます。

② 実習生の積極的な受け入れ

各種実習生をより多く受け入れることで、福祉教育に貢献し、且つ新鮮な空気を常に取り入れる努力をします。

③ 広報誌「笑顔の浅草」の定期発行

デイサービスの活動内容や、寄せられたご意見や苦情に関する事、催し物の予定、介護情報など積極的にお知らせしていきます。

④ デイサービスの情報提供

タイムリーな情報をホームページに更新し、より多くの方にご利用いただけるよう工夫をしていきます。

⑤ 家族会の開催

デイサービスをご利用される、ご家族の皆様との意見交換やご家族同士が交流できる機会を設けます。

(4) 職員の知識・技術の向上を図ります。

① 玩具療法の実施

玩具のもつ楽しさややすらぎを、生活の中に生かすことを考えていきます。玩具を学ぶ場を設けていきます。

2 事業内容

② 自立支援に関する検討

介護保険制度においても基本的な理念としてうたわれている「自立支援」について、正しい理解の下、サービス提供において体現できるように検討と実践を繰り返し行います。通所介護の各種選択メニューや介護予防メニューに関して、職員教育を徹底して対応していきます。

③ 個別研修の実施

施設内に研修委員会を設置して、職員の個別研修計画に沿った計画的な施設内研修、外部研修等の研修を実施していきます。

(5) 収支バランスの改善を図ります。

① 利用率の向上

効率よく施設を運営していく努力を行い、利用率80%以上の目標を達成します。

ショートステイのご利用や長期入院などで欠員が出た場合に、他のご利用者様の中で利用回数の増加をご希望されている方や利用を待機されている方に利用をしていただけるよう調整いたします。また、これまで以上に、気軽に施設を見学いただけるよう、支援事業所等と連携していきます。

② サービス体制の見直し

効率的で安全を確保できる職員体制とサービス体制を検討実施していきます。

(6) 利用時間の1時間延長と入浴枠の拡大

2階軽介助浴槽を活用すること、利用時間の1時間延長することにより、身体状況に応じた入浴形態の提供と、増加する入浴ニーズに対応した入浴枠のさらなる充実を図ります。

あさくさ高齢者在宅サービスセンター（認知症対応型通所介護）

運営方針

認知症対応型通所介護は地域密着型サービスとして、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするため、認知症ケアの質と量の充実を図り、地域に開かれた良質なサービスの提供を確保していきます。

サービス提供にあたっては「パーソンセンタードケア（その人を中心としたケア）」を目標に掲げ、「主役は本人」であり「利用者中心」の「その人らしさ」を保った生活を送れるような援助を心がけていきます。

また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携を図っていきます。

実施内容

（1）利用定員及び利用時間

- ・定員 12名にて運営します。
- ・利用時間 午前8時30分から午後5時15分の開設時間枠の中でニーズに応じた柔軟な対応をしていきます。

（2）利用回数

利用希望者数などの状況を勘案して、利用者個々の状況により利用の回数を決定していきます。

（3）サービスの特色

① パーソンセンタードケア

パーソンセンタードケアを目標に掲げ、その人らしさを尊重したグループでの過ごし方を豊かに演出するサービスを行っていきます。

② 家族との連携

家族等在宅での介護者と利用者から入念な打ち合わせを行い、自宅との継続性を大切にし、サービスを生活の一部と位置づけ実施していきます。

③ ゆったりとした過ごし方

散歩など近隣への外出、お茶の仕度、後片付け等の家事などを取り入れて、家庭的な雰囲気で安心して楽しめるようにしていきます。

お風呂は個別浴槽でゆったりでき、畳コーナーにはお茶の間の味わいをつくっていきます。

④ 個人やグループ（少人数）にあわせたプログラムの提供

個人やグループに合ったプログラムの提供をしていきます。「歌と体操と回想法と」では、毎週、幼少の頃から親しんできた歌や音楽、体操や回想法を織り交ぜた新たな取り組みを行っていきます。「回想法」では、グループでの取り組みを行っていきます。

⑤ 玩具療法

- ・個人にあわせた玩具を使用し、玩具のもつ楽しさや、やすらぎを感じてもらいます。
- ・貸し出し玩具。

2 事業内容

⑥ 家族・介護者との連携

利用者の家族との連絡を密にし、當時の情報共有を図ります。個々に合ったケア方法の提案、介護負担の軽減を目指していきます。

毎月、地域包括支援センター、特養短期入所担当とともに「ほのぼのの集い」を開催し、家族・介護者とのより密接な連携を築くとともに、地域での家族・介護者相互の支え合いを支援していきます。

⑦ 関連機関との連携

ケアマネジャー・主治医との協働とともに、地域包括支援センター、地域権利擁護センター等の地域の関連機関と密接な連携をもち、利用者及び介護者への支援を行っていきます。

⑧ ボランティアの育成

地域住民や学生等のボランティアを積極的に受け入れ、地域社会全体での住民相互の助け合いによる認知症ケアの促進に寄与していきます。

⑨ 職員の服装

従来の制服は使用しない。家庭生活の中で着ている服装を使用していきます。

⑩ 入浴

個浴槽による1対1の支援を行っていきます。

⑪ 体操（機能訓練）

機能訓練指導員により、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行っていきます。

（4）職員の知識・技術の向上を図ります

① パーソンセンタードケア

下垣光先生のワークショップ、その他講義等の職員研修プログラム、施設実習（グループホーム等）、グループスーパービジョンを行います。外部研修への計画的参加を図ります。

② 精神科コンサルテーション

遠藤真実先生のコンサルテーションに参加していきます（3ヶ月に1回）。

③ A D L に関するケア

移動、食事、入浴、排泄、更衣、整容等の支援方法の確認をします。

口腔ケアの技術導入いたします。

運営推進会議

運営推進会議とは、地域密着型サービス事業所が利用者、家族、地域住民の方々に対し提供しているサービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスをすることにより、以下4項目等を達成することを目的としています。

- 1. 事業所運営の透明性の確保
- 2. サービスの質の確保
- 3. 事業所による「抱え込み」の防止
- 4. 地域との連携の確保

運営推進会議は6ヵ月に1回以上、定期的に年2回以上開催していきます。

あさくさホームヘルプステーション

中長期計画(ホームヘルプステーション)令和2~4年度

1. 登録型ホームヘルパーの確保、育成、定着を図る

- ・必要な人員を計画的に募集、採用し円滑にサービスが提供できる体制を維持していきます。
- ・併設の特養、認知症型デイサービス等での現場実習を計画的に実施し中重度者へのケア、認知症の方へのケアのスキルアップ、感染症予防・対応策を身につけ実践できるようにしていきます。

2. チームケアの充実

- ・日常生活動作の低下を予防できるように、ケアマネジャー、医師、薬剤師、リハビリテーション職員等関係者との情報交換を密にし、ホームヘルパーの視点から具体的で効果的なサービスを提案できるようにしていきます。

3. 健全経営を目指します。

- ・自立的な経営ができるように、目標管理をおこないます。

利用率90%以上。月間稼働時間 1,100時間～1,200時間

サービス実施方針(運営方針)

事業団が実施する訪問介護は、地域ニーズ(特に土・日)によるホームヘルプサービスの供給量低下が懸念されていることから、稼動時間の増加を図り、必要な方に必要なサービスを提供できるよう事業体制を整備していきます。また、困難ケースの援助など模範的なサービスの提供を目指し、台東区全体のホームヘルプサービス向上のけん引役となるよう取組んでいきます。

サービス提供にあたっては地域におけるトータルケアという観点から、保健・福祉・医療各分野の関係諸機関との連携によるチームケアを実現していきます。

総合事業(訪問型サービス)では、自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なケアマネジメントに基づきサービスを提供します。サービスの提供にあたっては「日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善の可能性の高い」利用者の状態に即した自立支援の観点から、地域包括支援センター等の関係各機関と連携を図り利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者ができる生活行為を増やしていく、日常生活の自立の可能性を最大限引き出せるよう援助していきます。

運営の柱

(1) 透明性、信頼性が確保された質の高いサービス

- ①サービス提供責任者による訪問面接を中心に、顧客ニーズの把握と適切な情報提供に努め、より質の高い訪問介護計画を作成していきます。
- ②チーム運営方式として展開してきた実績をもとに、サービス提供責任者のリーダーシップとヘルパー間のチームワークによるサービス提供を行っていきます。

2 事業内容

③地域包括支援センターとの連携を密にして、適切で質の高い介護予防サービスを提供しています。

(2) 人材育成

①ヘルパーとして必要な法令の知識の習得、倫理観の習得を定例の研修会で学び実践していきます。

②カンファレンスを通じて、新人ヘルパーに個別援助とサービス提供方法の教育を行います。

③高齢者介護のノウハウが集積している特養での現場実習、救急救命講習、援助困難事例等への対応訓練などの研修を計画的に実施し、個々のヘルパーの技能を向上させていきます。

(3) 効率的な運営

①採算性を確保した効率的運営を実施していくため、経営分析による管理を実施していきます。

②サービス管理システムの構築

サービス提供責任者のリーダーシップのもと、より適切で効率的なサービス管理システムの構築をしていきます。

(4) 他部門との協働の在り方の検討

他部門との協働関係の在り方について検討します。

①ターミナルケア支援に関すること

②自立支援、リハビリテーションに関すること

③認知症高齢者の尊厳を守るケアに関すること

④医療行為に関すること

(5) リスクマネジメントの実践

事故防止および事故発生時の対応を徹底するため、以下の課題に取組んでいきます。

①事故報告書、統計作成と対策分析

②「ヒヤリ・ハット」報告の実施と事故防止マニュアルの作成

③業務（作業）手順のマニュアル化の促進

④安全管理及び衛生管理のための取り組みの実施

（緊急時対応マニュアル、感染予防・防止マニュアルの周知）

(6) 苦情解決体制の確立と案内

苦情に対し迅速かつ誠実に対応していくため、苦情解決の流れを徹底するとともに、アンケート調査等を活用し業務改善に取組んでいきます。

(7) 自己評価および第三者による事業評価、意見収集等

①自己評価および第三者評価

事業者自己評価の定期実施を行い、「介護サービス情報の公表制度」・「福祉サービス第三者評価事業」に積極的に取り組み、改善に役立てていきます。

②年1回以上アンケート調査（「顧客満足調査」）を実施し、改善に役立てていきます。

③ホームページの活用など区民に分かりやすく適切な情報提供・情報開示に積極的に取組みます。

(8) ケアマネジャー、かかりつけ医等との連携

ケアマネジャー、関係諸機関等との連携を強化し積極的に困難ケースに対応していくなど、区の規範となるような事業を展開していきます。

- ①サービス担当者会議への参加
- ②施設内合同カンファレンスの恒常設置
- ③困難ケースに対する地域包括支援センター及び区との連携

事業内容

(1) サービスを提供する対象地域

浅草、東浅草、西浅草、花川戸、今戸、千束、松が谷、北上野、東上野、入谷、根岸1～3丁目、下谷1～2丁目

(2) サービス概要

	概要
身体介護	①食事介助、②入浴介助、③排泄介助、④清拭介助、⑤体位交換、⑥通院介助、⑦その他(ニーズに沿った身体介護の提供)
生活援助	①買物援助、②調理援助、③清掃援助、④洗濯援助、⑤その他(ニーズに沿った生活支援の提供)
介護相談	介護方法の指導や介護上の悩みごと等の相談に応じます。
日常生活支援 総合事業第1号 訪問事業	自立支援の観点から、地域包括支援センター等の関係各機関と連携を図り、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者ができる生活行為を増やしていく、日常生活の自立の可能性を最大限引き出せるよう援助していきます。
育児支援	妊娠婦や乳児を介助する人がいない家庭にヘルパーを派遣して、子育てのお手伝いを行います。
養育支援	子どもの育児、養育に困っていて、支援が必要なご家庭に対し、子どものより良い育ちを確保するお手伝いをします。
ひとり親家庭 ホームヘルプサービス	ひとり親家庭の親または子が、一時的な病気などでお困りの時に、育児や家事を援助するためのサービスを提供します。
高齢者住宅生活 援助員(LSA)	台東区より平成30年4月から受託したサービスです。高齢者住宅生活援助員(LSA)は高齢者住宅である「シルバーピア」に3時間滞在し、安否確認や高齢者の生活についての相談、関係機関との橋渡しをおこない、自立した生活を支援します。シルバーピア浅草、シルバーピア金龍の2棟を担当します。

(3) 介護保険外サービス

訪問介護事業を実施する中で、介護保険法サービスだけでは、十分に対応できない部分や、制度上、介護保険サービスが利用できない利用者に対して、介護保険外サービスを提供し、総合的かつ一体的なサービスができるよう介護保険外サービスを実施していきます。

2 事業内容

特別養護老人ホーム浅草

- 介護老人福祉施設 定員 56名
- 短期入所生活介護（ショートステイ） 定員 4名

中長期計画(令和2~4年度)

1. 人材育成（全事業共通）

浅草職員研修プログラムと個別研修計画により、研修体系を明確化し、職員の知識、技術、倫理の向上をはかり、より専門性の高い援助を提供します。

スーパービジョンの意義と価値を共有して、スーパーバイザー、スーパーバイジー関係の確立をしていきます。



施設長	係長のスーパーバイザー、スーパービジョン研修等の指導を担当
特養係長	主任職員のスーパーバイザー、課題解決におけるスーパービジョン
主任介護士	フロアリーダー・実習生のスーパービジョン
主任看護師	看護師のスーパーバイザー
リーダー	担当フロア職員のスーパーバイザー

2年度	3年度	4年度
充実 段位制度活用	改修工事	改修工事

2. 事務改革（全事業共通）

介護報酬請求、介護、看護日誌システムの統合により利用者台帳をセクション間で共有化し、事務効率を改善します。

2年度	3年度	4年度
充実 記録内容の合理化	改修工事	改修工事

3. 事業改革

寄り添うケア（生活モデル）、口腔ケア、ソフト食の提供を引き続き充実し、ニーズに応える、より質の高いサービスを提供していきます。

また、重度の要介護、認知症の方に対し、在宅生活を継続できるよう、ショートステイの活用を提案していきます。

2年度	3年度	4年度
推進 地域に開かれた個人生活の支援	改修工事	改修工事

ショートステイをより利用しやすいものに改善していくため、定期利用の枠を作り、予約方法の改善を行うとともに空床情報についてFAX等で情報提供を行う。

2年度	3年度	4年度
ショートステイ利用方法改善	推進	改修工事

4. 収支改革

入院者の空きベッドをショートステイの希望のある方に活用し、利用率の向上を図ります。

2年度	3年度	4年度
35%	改修工事	改修工事

運営方針・運営の柱

【特別養護老人ホーム】

事業団が運営する特別養護老人ホームは、地域包括ケアシステムの担い手として、住み慣れた台東区で安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりの個性や価値観を尊重した援助を行い、地域の一員として社会参加が図れるように努めます。

入居者及び待機者の重度化と、経管栄養や痰吸引等を必要とする方が増えてくることが予想されます。配置医や歯科医等、他職種連携強化を図り、要介護者を支える施設としての機能を高めていきます。

従来型施設においても、ユニット型施設のように、セミプライベート空間での少人数の家庭的な雰囲気の中での個別援助が求められています。事業団の運営する従来型特別養護老人ホームは、個室が少ないという環境制約はありますが、「寄り添うケア（生活モデル）」を実践して、一人ひとりの個性や希望が最大限尊重される個別援助を追求していきます。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

短期入所生活介護については、在宅生活の継続性という観点から介護者の負担軽減及び機能の維持・向上を目的として、リハビリ等施設機能を活用した支援をしていきます。また、ご家族が急に介護困難になった場合や、虐待等のケースへの対応強化が求められています。各施設では「地域福祉の拠点となり、住み慣れた台東区で安心して暮らし続けられるよう援助する」という観点から、緊急対応の強化に取組んでいきます。

(1) パーソン・センタード・ケア

日本社会事業大学福祉援助学科の下垣光准教授を講師に、定期的な研修会を開催し、特養浅草の認知症介護への取り組みに対する指導・助言もいただきながら、パーソン・センタード・ケアに取り組んでいます。

今年度はより具体的に進展させるため、まず基本的な環境整備の実施と「ライフレビュー・ブック」の活用に重点をおきます。高齢者の肯定的な側面を理解して生活史を知ることにより、一人ひとりのその人らしさの理解を深めて、より専門的な個別ケアの実現を目指します。

（参考文献：ライフレビュー・ブック 高齢者の語りの本づくり）

(2) 希望、意思の尊重

権利擁護という観点から、個人の希望や意思が最大限尊重されるよう取り組んでいきます。意思能力の乏しい方については、成年後見制度の活用に取り組んでいきます。

(3) 生活の質の向上

「生活の質の向上」という観点から、食事・入浴・排泄等の基本的援助のあり方について、根本から見直し、改善していきます。また、メリハリのある生活となるよう、運動や外出、余暇の機会を援助していきま

2 事業内容

す。21年度から居室に「衝立」を整備し、入居者のプライバシー確保を図っています。2年度も引き続き取り組みます。

(4)看取りケアの支援

特別養護老人ホームが、「ついのすみか住処」となる方もいらっしゃるとの観点に立ち、看取りケアについて、「看取りケアの指針」・「医療ニーズのガイドライン」をもとに、ご利用者・ご家族、嘱託医、協力医療機関等と施設が連携して取り組んでいきます。

(5)自己評価および第三者による事業評価、意見収集等

- ①「介護相談員」によるアドボカシー（代弁）機能を、施設運営の改善に役立てていきます。
- ②「福祉サービス第三者評価事業」に積極的に取り組みます。また、毎年自己評価を実施し、第三者評価と比較考量しつつ改善に役立てていきます。
- ③年1回以上アンケート調査（「顧客満足調査」）を実施し、改善に役立てていきます。

(6)地域に開かれた施設運営

- ①透明性を高く保ち、適切な情報提供・情報開示に取組みます。
- ②地域や児童・生徒との交流の場づくりを含め、地域行事に積極的に参加・協力していきます。
- ③全職員が接遇・マナーの向上に努め、明るくさわやかな施設づくりに努めます。
- ④ボランティアの積極的な受け入れと育成を図ります。
- ⑤実習生の受け入れとともに、台東区内の中学生・高校生の職場体験の場として提供する等、地域の福祉人材育成に努めます。

(7)効率的な運営

- ①重度化に対応しつつ業務改善を行い、効率の良い人員配置を追及していきます。
- ②経営分析により具体的な数値目標を立てて経営改善に取り組んでいきます。
- ③入院者の空きベッドをショートステイに活用し、経営効率の向上を図ります。

食事・栄養ケアマネジメント

ご利用者にとって食事は大きな楽しみであり、健康上の大切な要素です。おいしく、楽しく食事ができるように努めるとともに、栄養的・嗜好的に十分配慮された献立を作成します。

ご利用者にはゆとりを持って食事していただけるように、ご本人に合わせた食事時間の提供に取り組んでいます。

また食の安全に配慮して、基本的に国産の食材（外国産も安全性を吟味した物）を継続して提供していきます。

(1)食事時間

朝 食	7:30 ~ 9:30
昼 食	12:00 ~ 14:00
夕 食	18:00 ~ 20:00
おやつ	15:00 ~

(2)食 種

主 食	米飯・粥(全・7分・5分・3分・おもゆ・ミキサー)・パン類(パン粥)・麺類
副 食	普通食(普通食・一口食)・ソフト食(ソフト食・なめらか食)・ミキサー食
特別食	医師の指示により隨時対応(減塩食・貧血食・カロリー制限食・経管栄養食等)

(3) 行事食

献立の中に季節感を持たせるほか、各地の郷土料理等を取り入れ、食生活を多彩にします。
※季節行事には、季節を感じられる「ランチョンマット」をつけて提供しています。

(4) 栄養管理・嗜好調査等

栄養マネジメント	ご利用者個々の状態と希望に沿った食事・栄養のマネジメントサービスで、17年10月よりスタートしていますが更に洗練していきます。
食事懇談会	2ヶ月に1回、食事の嗜好や希望等について入居者と直接話し合い、その結果を献立に反映させます。また、直接お話を聞けない入居者に対しても、個別に嗜好等が把握できるよう話し合いの場を持ちます。
栄養アドバイス	食事懇談会や日常の食事時間を通じて随時行います。 (例: 塩分について、食中毒について)
お楽しみ昼食	月1回日曜日の昼食に工夫を凝らした食事の提供を行います。また、年に2回の割合で選択食を提供していきます。
食事話合い	月1回入居者にとっておいしく楽しい食事が提供できるように各セクションと連携を取り栄養士と介護士が中心となり、話合いを進めていきます。

(5) 提供している食形態：3 カテゴリー 5 分割

① 普通食（常食）

- ア) 普通食（常食）：何も手を加えない職員の食べるものと同じ状態。
- イ) 一口食：普通食にひと手間加え、一口大に切り分けた状態。

② ソフト食

- ア) ソフト食：圧力釜等で、舌で押しつぶせる程度の硬さや、卵や芋類等の食材をつなぎとして使用し合わせ飲み込みやすい状態にしたもの。
- イ) なめらか食：ミキサーにかけた食材を、ゼラチン等で固めた状態。

③ ミキサー食

- ・食材をミキサーにかけた状態。

(6) 誤嚥予防、嚥下機能に障害のある方への取り組み

「口腔ケア」が誤嚥性肺炎の予防、口腔機能向上による低栄養の改善や、咀嚼運動の脳中枢への刺激効果など、高齢者にとって重要であることが近年認識されています。

摂食・嚥下機能に障害がある利用者の方々には、ソフト食を積極的に提供しています。

そして歯科医師と歯科衛生士の口腔ケアチームと施設の多職種が参加する口腔ケアカンファレンスで、毎月食形態の見直しをしています。また、歯科医師の研修を受け入れる等、協力関係を築き、入居者の健康維持と向上につながるよう努力しています。

排泄

【個別援助、尊厳を守る視点の重視】

一人ひとりの状態を把握して、それに沿ったきめ細かい対応により自立を目指す介助を行います。

2 事業内容

そして、プライバシーを守り、ご利用者のお気持ちに細かく配慮した援助を行います。また、必要のある方々にはその方に合った用具やオムツ等の提供を行います。

入浴

(1) 個別援助入浴の推進

身体の清潔保持と体調変化(皮膚疾患等)の早期発見に努めます。

快適さと安全面、プライバシーに気を配った個別援助入浴に取り組んでいきます。

(2) 露囲気づくり

“季節の湯”（5月菖蒲湯・12月ゆず湯）など、楽しくくつろげる入浴を提供します。

(3) フットケア、足浴

足指・つめの異常、疾病、四肢の循環不全等の改善を目的に行います。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	特浴	一般浴	特浴(男性・短期入所) 特浴(女性)	特浴	一般浴	特浴(男性・短期入所)	特浴
午後	特浴	一般浴	一般浴	特浴	一般浴	一般浴	特浴

整容

清潔な服装、生活場面に合わせた着替えの援助を行い、社会生活の継続性を大切にしていきます。理髪サービスに加えてボランティア美容師によるカットの機会をお作りし、生活に張りと潤いができるようにしていきます。

◎モーニングケアだけではなく、適宜整髪を行います。

◎ひげそり・つめきりなどは、入浴時やおやつ後の時間を利用して行います。

◎衣類だけではなく、靴や車椅子等の清潔保持にも心掛けて行きます。

機能訓練・補装具・日常生活用具

非常勤の理学療法士が、個々のニーズに合った機能回復及び機能維持の運動を援助します。また生活の質を高め、自立的な生活がおくれるよう、個々の状態に合わせた補装具・自助具・日常生活用具について、リハビリ担当と療法士を中心に検討し、導入あるいは提案していきます。

また、短期入所生活介護（ショートステイ）をご利用の方にも機能訓練を行います。

(1) 訓練内容

(ア) ゲームやグループ体操により拘縮予防をはじめ、身体機能や体力の維持を図ります。

(イ) 移動の困難な方には、ベッドサイドにて機能訓練を実施します。

(ウ) 趣味や楽しみを生かし、生活意欲・行動意欲の維持を図ります。

- (エ) 適切な介護機器・福祉機器の選択とアドバイスを行い、自立的な生活の維持を図ります。
また、安楽な生活がおくれるよう援助します。
- (オ) 医師よりリハビリ指示書が出された場合は、指示書に基づき、評価及び訓練を行い、経過を記録していきます。
- (カ) 適切で安全な介護が行えるよう、職員に対してアドバイス・研修を行い、事故の予防に役立てます。そして職員の腰痛予防対策としても機能させます。

(2) 週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
理学療法士(PT)			午前				
			午後				
作業療法士(OT)	午前				午後		
	午後						

健康管理

健やかで安心して生活できるよう一人ひとりの健康状態に留意し、疾病の早期発見に努め、疾病等にかかった場合は適切な治療が受けられるように援助を行います。

また、利用者の重度化に伴う医療ニーズに対応するため「医療ニーズの高い入居者の受け入れのためのガイドライン」の基、嘱託医や協力病院との連携をさらに強化していきます。

介護福祉士が、たん吸引を行える「認定特定行為業務従事者認定証」を取得し、医療ニーズの高い方の受入れ体制を整えます。

(1) 疾病の予防・異常の早期発見・健康維持増進援助

① 居室訪問

全室を訪問し、心身の状態把握に努めます。

② 食事・排泄・睡眠状態・一般状態・精神状態の把握

毎日の報告、記録物、ケアカンファレンス、フロアミーティング等で情報収集します。

③ 定期的バイタルチェック

体重は月1回計測、体温・脈拍・血圧は毎週、異常時は隨時行います。

④ 回診の補助

回診の診療（月～金曜日）時、利用者の健康状態の報告及び諸介助を行うとともに、指示を受け適切な処置を実施します。なお、精神科医については月1回診察を実施します。

⑤ 記録の充実

処遇向上のためOAによる記録システムの充実とともに経過表、栄養プランシート等の記録物の整理見直しを進めます。

⑥ 健康診断

健康診断を年1回実施します。診断結果については利用者・家族等にお知らせします。

2 事業内容

⑦歯科検診

浅草歯科医師会の訪問による歯科検診を年1回実施します。

⑧各職種との情報交換

朝・夕の定時ミーティング時に医療的諸注意・処置に関する各種情報を具体的にわかりやすく提供・交換します。

⑨精神的支援

利用者と接する時間が多く持つように努め、心の悩みや訴えを理解・受容し、共感的関わりの中で心の支えに努めます。

(2)医療処置

医師の指示、看護判断により処置を行います。また的確な医療処置ができるよう薬品の常備、衛生材料、医療器具の管理点検を行います。

(3)医療機関への入院、外来受診時の介助

疾病の悪化を防ぎ健康回復のため他職種と連携協力して入院及び外来受診の介助を行います。

このとき、医療機関に対して情報提供、また看護・介護上の諸注意事項についての情報を得て、疾患の早期治療を援助します。

(4)入院中の利用者への援助

医療機関及び家族等と密に連絡をとり、利用者の病状把握や入院治療により生じた身体的・精神的負担の軽減に努めます。また、退院後にホームでの生活を円滑に送れるように、病院から受けた情報提供を基に適切な援助方法を提供していきます。

(5)看取りケア（施設における「看取り」）

「看取りケアの指針」を基に、ご利用者本人やご家族の希望を確認し、できるだけ望ましい生活ができるよう「看取りケア計画書」を作成し実施していきます。ただし、施設における「看取り」には一定の条件や制約があり、ご家族の協力も必須となります。「医療ニーズの高い入居者の受け入れのためのガイドライン」に沿って、最大限の支援が図られるよう嘱託医、協力病院との連携を強化していきます。

(6)緊急時の対応

適切な対応ができるよう緊急マニュアル、救急処置手順の整備、施設内教育を実施します。

(7)感染予防

利用者が安全な生活ができるよう感染に対する知識・技術を習得し、危険が及ばないよう援助していくため「感染症予防対策委員会」を18年度に発足いたしました。

感染防止の日常化ため「スタンダード・プリコーション」の周知徹底に取り組んでいます。

(8)褥瘡予防対策委員会

施設長、医師、看護師、介護士、介護支援専門員、管理栄養士、理学療法士、相談員の協働で、褥瘡の予防、早期発見に努め、適切な対応方法について協議しケアにあたります。

(9)インフォームド・コンセント（情報提供に基づく自己決定優先の原則）

わかりやすく情報提供し、自己決定に基づいた援助をしていきます。

(10)家族への支援

利用者の生活が安定できるよう日常生活の様子、健康診断の結果や健康状態の変化時の様子等、介護・健康面について家族に情報提供します。また、家族との交流の場へ積極的に参加し、コミュニケーションを図り相互の連携に努めます。

(11)機能訓練への取り組み

個々の日常生活能力を把握し、リハビリ指示書に基づいた利用者の機能維持・向上の援助に努めます。

(12)嘱託医との連携

安楽な生活を安心して暮らすためには福祉・医療・保健の連携が必要となります。

特別養護老人ホームは、『入院治療を必要としない高齢者で、身体的・精神的な障害により、常時介護を必要とする者で、家族において介護が困難な高齢者を介護する生活施設』となっていますが、利用者は加齢により何らかの疾病をかかえています。

嘱託医は在宅におけるホームドクターのような役割を担っています。利用者が安心してホームで暮らすために、看護師・介護士と連携し、日常の健康管理や緊急時の対応にあたっています。

(13)嘱託医事務連絡会

ホームと嘱託医の連携を円滑にし、利用者の健康管理を適切に行うために、随時開催します。構成メンバーは、嘱託医・施設長・特養係長・特養生活相談員・主任看護師・その他必要に応じた関係職員とします。

(14)嘱託医ならびに協力病院**① 嘱託医**

医師名	所在地	電話番号	回診日	医療機関名
真中 哲之 (内科)	花川戸1-13-15 1F	6231-7581	月	浅草ハートクリニック
森 規勝 (内科)	浅草5-64-8	3874-5341	火	聖愛クリニック
豊田 隆志 (内科)	浅草4-33-7	3872-8617	水	浅草第一診療所
塩川 玄三 (内科)	千束1-4-11	3872-0153	木	塩川内科医院
山田 英明 (外科)	西浅草3-16-6	5806-3077	金	山田英明下町クリニック
遠藤 真実 (精神科)	上野桜木1-12-12	3822-2201	月1回	土田病院
小野田嘉明 (内科)	今戸1-3-13-201	3876-3818	月	おのだ医院
内山 伸 (内科)	浅草4-11-6	3876-3200	水	浅草クリニック

② 協力病院

名称	所在地	電話番号	診療科目URL参照
永寿病院	東上野2-23-16	3833-8381	http://www.eijuhp.com/
浅草寺病院	浅草2-30-1	3841-3330	http://www.sensoji-h.or.jp/
浅草病院	今戸2-26-15	3876-1711	http://www.asakusa-hp.jp/
台東病院	千束3-20-5	3876-1001	http://taito.jadecom.or.jp/

2 事業内容

(3) 協力歯科

名称	所在地	電話番号	診療科目URL参照
日本歯科大学附属病院	千代田区富士見2-3-16	3261-5511	http://dent-hosp.ndu.ac.jp/nduhosp/
ジェイエムビル歯科医院	台東区蔵前2-6-3	5820-6874	http://www.jm-shika.com/

余暇支援

利用者の社会性継続や生活の潤いのために、地域行事への参加や地元の子どもたちと交流する機会を積極的に提供していきます。また、一人ひとりの身体の状態や趣味・嗜好の違いを考慮しつつ、余暇を充実して過ごしていただけるよう援助します。

(1) クラブ活動

クラブ名	活動日	活動時間	活動場所
歌の会	第3月曜日	14:30~15:00	3F
歌と体操の会	第2金曜日／第4金曜日	16:00~16:30	3F／4F

※クラブ活動はすべてボランティアによる支援により実施しています。

(2) 個別余暇活動

囲碁や将棋を趣味とする利用者にボランティアを紹介したり、ボランティアと共に植物を育てている利用者がいます。今後も皆さんの趣味活動や楽しい時間を支援していきます。

(3) 行事計画

月	行事	季節行事	地域行事参加
4月	幼稚園児との交流	花見	ボランティアフェスティバル
5月	幼稚園児との交流	節句・菖蒲湯	三社祭町会神輿訪問
6月	幼稚園児との交流		お富士さんの植木市
7月	隅田川花火大会見学	七夕	
8月			
9月	幼稚園児との交流 敬老会	月見	
10月			
11月	幼稚園児との交流		酉の市
12月		クリスマス・ゆず湯	
1月	新年祝賀会	初詣	
2月	百歳を祝う会	節分	
3月		ひな祭り	

※上記のほかにボランティアの協力による訪問コンサートがあります。

※11月～3月 感染症時期により、状況により「幼稚園児との交流」は対応変更になることがあります。

ご家族との連携

(1)懇談会の開催

ご利用者やご家族のご意見・ご希望が施設運営により反映できるよう、家族懇談会等の充実をさらに図ります。また、家族会の代表とボランティアの代表と共に、介護相談員に参加をお願いする新しい懇談会「春夏秋冬」の開催(年4回)を行います。その他、施設行事への参加や家族会による家族同士の交流についても積極的に働きかけていきます。

(2)広報誌「笑顔の浅草」の定期発行

施設の広報紙などを通じて、施設での暮らしの様子についてお知らせしていきます。家族関係の継続を維持していただくために、ご面会・一時帰宅・電話取次ぎ等のご希望には積極的に援助を行なっていきます。また、ホームでの行事予定、お知らせ、寄せられたご意見、介護保険情報なども積極的にお知らせしていきます。

認知症ケア

認知症のパーソンセンタードケアを推進しその人らしさを尊重した過ごし方や、環境を検討し提供していきます。

身体的拘束ゼロ

身体的拘束ゼロを目指してあらゆる代替ケアについて家族と一緒に検討します。厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」版『身体拘束ゼロへの手引き』を遵守します。

※別紙資料「身体的拘束等にかかる取り扱い」参照

介護サービス計画(ケアプラン)

利用者の希望がケアプランに反映されるように、利用者や家族等のカンファレンスへの参加など、多様な方法によりニーズを把握していきます。また、入居前の生活習慣や家族・友人関係等の継続性を最大限に尊重するなど充実を図っていきます。

- (1)介護支援専門員が利用者及び家族の希望と、解決すべき課題に基づき、介護士、看護師、栄養士、生活相談員等との連携により原案を作成します。
- (2)利用者への説明と同意を得ます。
- (3)自己決定を尊重し、適切な選択が図られるための情報提供に努めます。
- (4)状況の変化があれば、サービス計画の変更等迅速に対応します。
- (5)栄養マネジメントについて管理栄養士と協同していきます。

介護支援専門員(ケアマネジャー)	
3・4階	森 一恵

立替金

個人支払い分（受診料、薬代等々）を施設側で一時的に立替て支払い、月々の施設利用料の請求書に立替金として請求し一緒に引き落とします。なお、立替えた分の領収書は、施設利用料の領収書と共にお渡しします。

※平成20年度より実施

事故防止

- (1)在宅サービス部門とも協同したリスクマネジメント委員会活動を充実させます。
- (2)事故については事故報告書を作成し、事故原因や防止策を明らかにするとともに情報の共有を図ります。
- (3)ヒヤリハットレポートの活用を促進します。
- (4)事故防止に向けた取り組みとして介護上のトレーニング(OJT)を実施します。
- (5)事事故例を基にした事故防止対策マニュアルを活用して予防に努めます。

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護

在宅生活の継続性という観点から、介護者の負担軽減及び残存機能の維持を目的として、施設機能を活用した自立支援を行なっていきます。

(1)ケアプランにおけるショートステイの役割に沿ったサービス提供

ケアマネジャーとの連携を強化し、利用者のケアプランにおけるショートステイの役割を相互認識し、その役割に沿ったサービス提供を行なっていきます。

(2)サービス利用時の状況報告

ショートステイ利用中の状況を家族やケアマネジャーにフィードバックするなど、継続的な在宅生活の支援を行なっていきます。

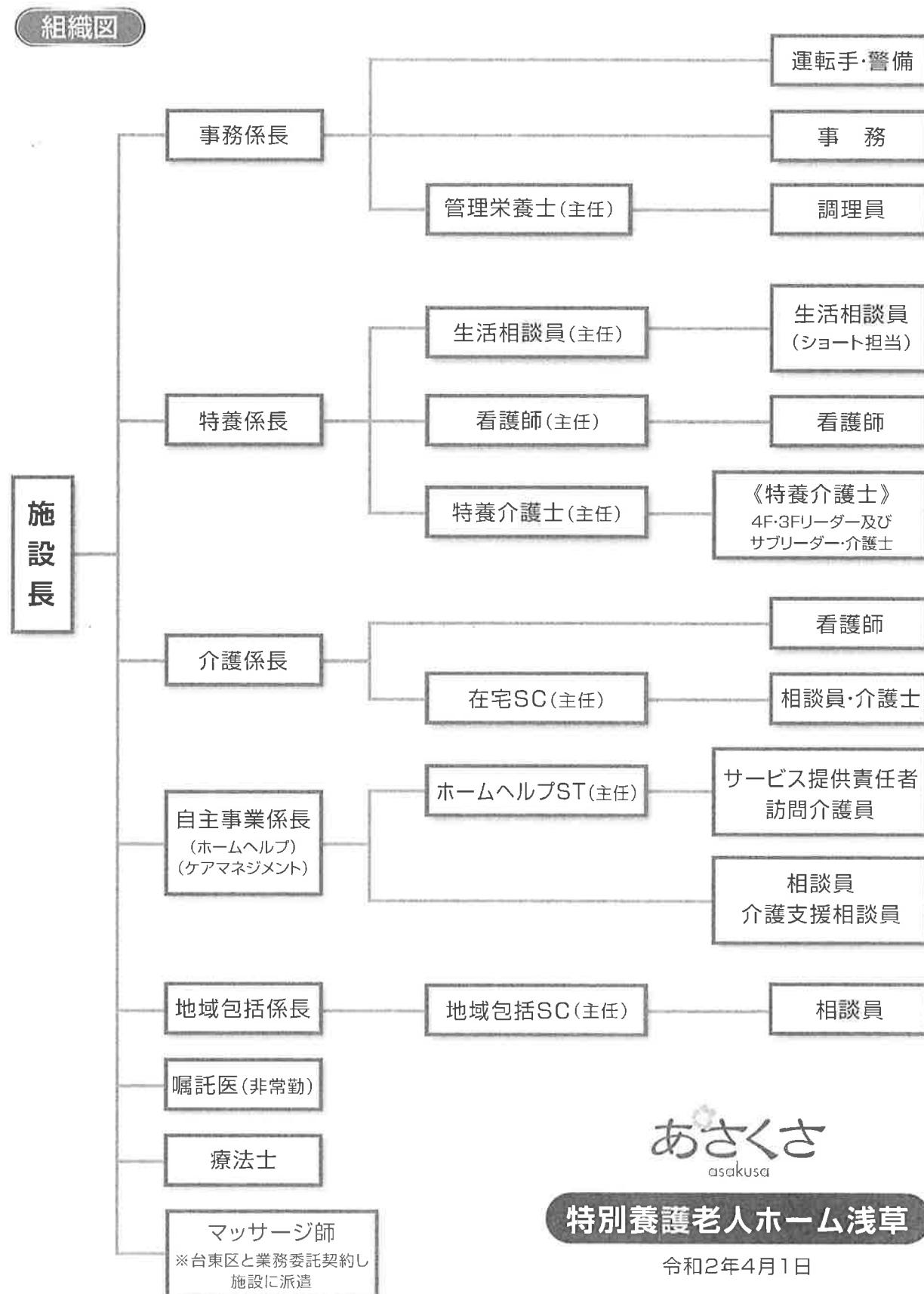
(3)定期利用枠の活用

在宅生活を長期間支えられるよう、定期的な利用が出来るよう行なっていきます。

(4)利用率の目標

入院等の空きベッドを活用して可能な限り利用ニーズに応えていきます。利用率目標は、定率とせずに、特養入居率98%をするために必要な(空床)補足率の達成とします。

3 組織及び職務分担



あさくさ
asakusa

特別養護老人ホーム浅草

令和2年4月1日

3 組織及び職務分担

職種別職務分担概要

職種	職務内容
事務係長	<p>①事務・施設管理業務の統括に関すること 《事務・施設管理業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理事務 ・会計・経理事務 ・物品の管理・出納事務 ・施設の管理・保守業務 ・給与・旅費事務 ・職員の福利厚生・健康管理事務 ・防災計画策定・実施 <p>②人事管理事務(含服務)</p> <p>③職員研修事務に関すること</p> <p>④その他庶務全般</p>
事務	<p>①事務・施設管理業務に関すること 《事務・施設管理業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理事務 ・会計・経理事務 ・物品の管理・出納事務 ・施設の管理・保守業務 ・給与・旅費事務 ・職員の福利厚生・健康管理事務 ・防災計画実施 <p>②人事事務(含服務)</p> <p>③その他庶務全般</p>
管理栄養士	<p>①食事調理に関する計画の作成(栄養管理)</p> <p>②食事調理の指導</p> <p>③食材材料発注、検収、保管</p> <p>④調理員の指導</p> <p>⑤記録、日誌類の作成、保管</p> <p>⑥担当職務に関する月間実績、統計資料の作成</p> <p>⑦食事懇談会を主催すること</p> <p>⑧その他必要事</p>
特養係長	<p>①特養サービス全般の統括</p> <p>②事業計画・事業報告・業務改善に関すること</p> <p>③関連機関との調整</p> <p>④調査資料の作成に関すること</p> <p>⑤特養・ショートステイの苦情処理に関すること</p> <p>⑥事故防止に関すること</p> <p>⑦ボランティアの受け入れおよび養成</p> <p>⑧地域(町会等)との協力・調整</p> <p>⑨介護報酬請求・利用料請求業務管理</p> <p>⑩特別養護老人ホーム職員の研修に関すること</p> <p>⑪特養職員のスーパービジョンに関すること</p> <p>⑫社会福祉士実習受け入れ</p> <p>⑬その他必要な事項</p>

職種	職務内容
特養生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ①特養係長の補佐 ②入退居関連業務 ③入居者相談サービス及び家族関連業務 ④立替金管理に関する業務 ⑤関連機関との連絡・調整 ⑥ボランティアの受け入れ ⑦関連機関への届け出・報告・統計・調査資料等の作成 ⑧日常業務全般の調整・連絡 ⑨介護報酬請求及び利用料請求事務 ⑩サービスに関する苦情・意見の窓口 ⑪その他必要事項
特養短期入所相談員	<ul style="list-style-type: none"> ①短期入所生活介護サービスに関すること ②担当職務に関する月間実績・統計資料の作成 ③関連機関との連絡・調整 ④短期入所生活介護サービス利用者の送迎 ⑤特養・短期利用者の受診時及び入退院時の送迎 ⑥介護報酬請求及び利用料請求事務 ⑦サービスに関する苦情・意見の窓口 ⑧特養相談員の補助 ⑨その他必要事項
主任看護師	<ul style="list-style-type: none"> ①医務サービス全体の調整と向上への取り組み ②勤務表の作成及び勤務調整に関すること ③他のセクションとの連絡調整に関すること ④医療・感染症予防についての内部講習・指導に関すること ⑤嘱託医事務連絡会に関すること ⑥月間実績、統計資料等の作成 ⑦看護師のスーパービジョンに関すること ⑧その他必要事項
看護師	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の健康管理・看護に関すること。 ②医師との連絡調整 ③医務室及び薬品、医療機器の管理に関すること ④記録、日誌類の作成保管 ⑤サービス向上への取り組み ⑥入居者の通院・入院時の付き添い ⑦その他必要事項
特養主任介護士	<ul style="list-style-type: none"> ①特養介護サービス全体の調整と向上への取り組み ②勤務表の作成、勤務変更取りまとめ ③特養介護士の管理・指導 ④フロアリーダーへの指導・助言及び育成 ⑤フロア巡回(サービスチェック・入居者相談) ⑥カンファレンスの取りまとめ ⑦担当職務に関する月間実績・統計資料の作成 ⑧実習生・ボランティアの受け入れ計画、実務指導への助言 ⑨特養係長の補助 ⑩介護士のスーパービジョンに関すること ⑪その他必要事項

3 組織及び職務分担

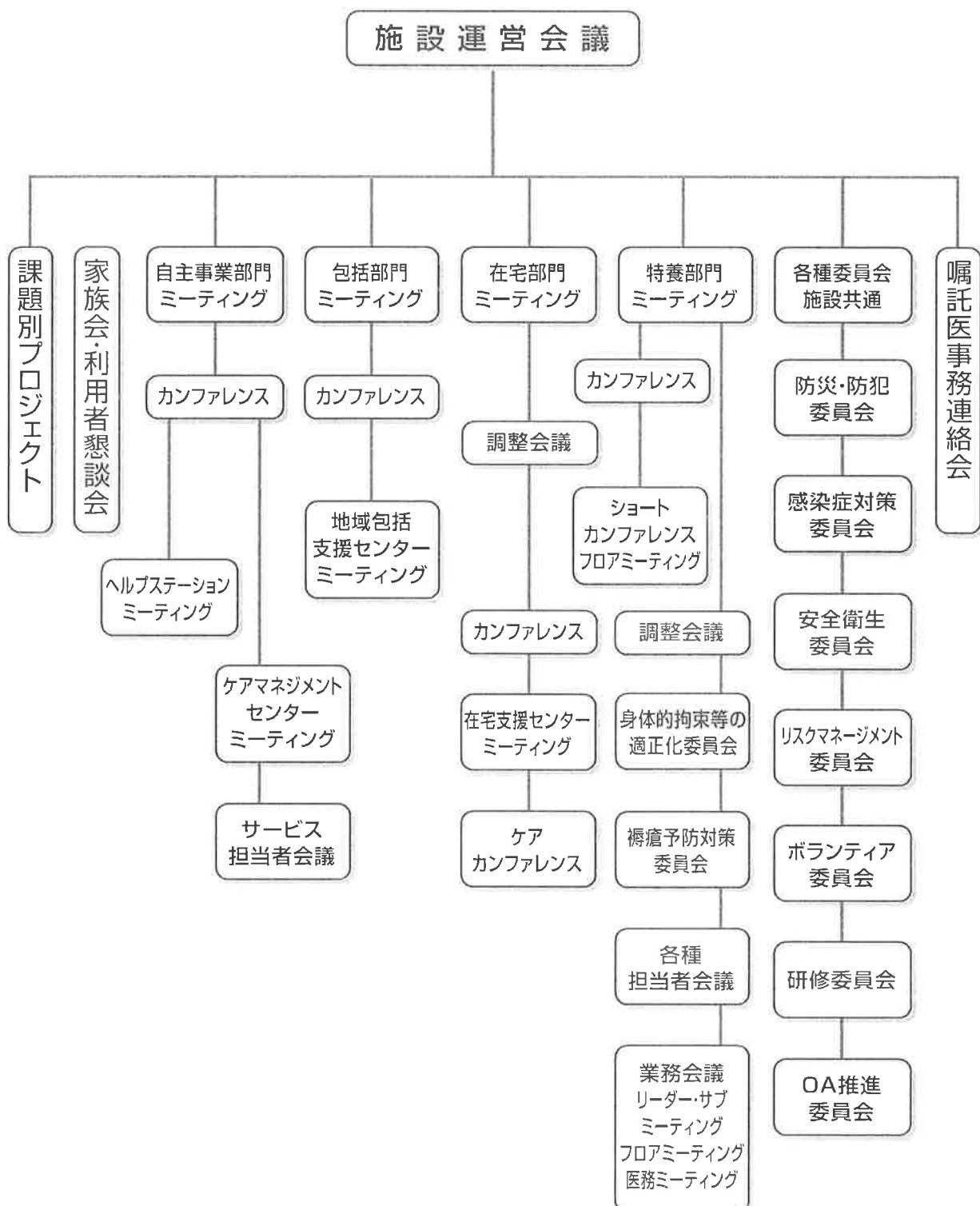
職種	職務内容
特養 フロアリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ①フロア業務全般の把握、情報伝達とサービス向上への取組み ②フロア介護士への指導・助言及び職員の育成 ③勤務表の作成、勤務変更取りまとめ ④ケース記録のチェックと補完記入 ⑤介護士間のコミュニケーションの円滑化 ⑥必要会議への参加 ⑦実習生・ボランティアの実務指導 ⑧主任介護士の補助 ⑨フロア介護士のスーパービジョンに関すること ⑩その他必要な事項
特介 護士	<ul style="list-style-type: none"> ①入居者の日常及び余暇活動の援助 ②入居者へのサービス向上への取り組み ③居者の保健・衛生保持 ④家族関係の援助 ⑤社会参加・地域活動参加援助 ⑥短期入所生活介護の実施 ⑦在宅サービスセンター事業への協力 ⑧地域(町会等)との協力 ⑨入所者の受診・入院時の付き添い ⑩浴室管理 ⑪洗濯室管理 ⑫リネン類管理 ⑬その他必要な事項
在宅係長	<ul style="list-style-type: none"> ①在宅部門サービス全般の統括 ②事業推進運営管理 ③事業計画・業務改善の統括 ④在宅部門職員の研修に関すること ⑤関連機関との調整 ⑥在宅部門の苦情処理に関すること ⑦ケアマネジメントの管理 ⑧調査資料の作成に関すること ⑨ボランティアの受け入れおよび養成 ⑩地域(町会等)との協力・調整 ⑪介護報酬請求・利用料請求業務管理 ⑫介護士・相談員のスーパービジョンに関すること ⑬その他必要な事項
在宅SC 主任介護士	<ul style="list-style-type: none"> ①在宅サービスセンター業務の調整 ②勤務表の作成及び調整 ③日常業務を通じての対応 ④介護士間のコミュニケーションの円滑化 ⑤在宅サービスセンター利用者日常相談 ⑥センター利用者ニーズの把握・対応 ⑦在宅サービスセンター業務の改善立案に関するこ ⑧スタッフミーティング等必要会議への参加 ⑨他のセクションとの連絡調整に関するこ ⑩介護報酬請求及び利用料請求事務 ⑪その他必要な事項

職種	職務内容
在宅SC 介護士	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の日常生活援助 ②利用者の余暇活動援助 ③利用者の保健・衛生保持 ④家族関係の援助 ⑤社会参加・地域活動参加援助 ⑥地域(町会等)との協力 ⑦ホーム事業への協力
在宅SC 相談員	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者のケアマネジメントに関すること ②在宅サービスセンター利用関連業務 ③サービス担当者会議への出席 ④スタッフミーティング等必要会議への参加 ⑤ケアマネジャー・関連機関との連絡・調整 ⑥在宅サービスセンターのサービス調整 ⑦在宅サービスセンターサービス内容の改善立案に関すること ⑧介護報酬請求及び利用料請求事務 ⑨サービスに関する苦情・意見の窓口 ⑩担当職務に関する月間実績・統計資料の作成 ⑪ニーズの把握と対応 ⑫その他必要な事項
包括係長	<ul style="list-style-type: none"> ①支援センター業務の統括 ②支援センター業務の改善の立案に関すること ③ケアカンファレンスやの実施に関すること ④相談協力員研修に関すること ⑤支援センター職員研修計画立案に関すること ⑥統計調査資料・届け出等の統括 ⑦連機関との調整に関すること ⑧その他必要な事項
地域包括支援C 相談員	<ul style="list-style-type: none"> ①台東区所管サービスの情報提供及び窓口業務 ②要介護認定調査受付業務 ③介護機器・用具等の紹介 ④各種サービスの広報・利用啓発 ⑤苦情・意見の窓口 ⑥届け出・統計資料等の作成 ⑦介護予防プランの作成 ⑧地域との協力(民生委員・ボランティア他) ⑨その他必要な事項
自主事業係長 ・ケアマネジメントC ・ホームヘルプST	<ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネジメントセンター、ホームヘルプステーション業務の統括 ②ケアマネジメントセンター、ホームヘルプステーション業務の改善の立案に関すること。 ③ケアマネジメントセンター、ホームヘルプステーションの職員研修計画に関すること。 ④統計調査資料・届出等の統括 ⑤実習生の調整、指導の統括 ⑥他のセクションとの調整 ⑦苦情対応に関すること ⑧関係機関等の調整 ⑨ケアマネジメントセンターの介護報酬に関すること ⑩その他必要な事項

3 組織及び職務分担

職種	職務内容
ケアマネジメントC 介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネジメントの実施 ②各種サービス・権利擁護・成年後見人制度・介護等に関する相談 ③関連機関・サービス実施機関との連絡・調整 ④要介護認定調査業務 ⑤その他必要な事項
ホームヘルプステーション主任	<ul style="list-style-type: none"> ①ホームヘルプステーション業務の調整 ②勤務表の作成及び稼働表の調整 ③日常業務を通じてのヘルパーへの指導・助言 ④ヘルパーのコミュニケーションの円滑化 ⑤ホームヘルプステーション利用者日常相談 ⑥ホームヘルプステーション業務の改善立案に関するここと ⑦スタッフミーティング等必要会議への参加 ⑧他のセクションとの連絡調整に関するここと ⑨介護報酬請求・利用料請求業務 ⑩アルバイトの賃金計算 ⑪その他必要事項
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ①利用サービスの調整 ②訪問介護計画書の作成 ③モニタリング、アセスメント ④サービス担当者会議出席 ⑤ヘルパーの業務管理、調整、指導、育成等の実施 ⑥ヘルパー稼働実績集計 ⑦提供表の実績報告 ⑧その他必要事項
ホームヘルパー	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の身体介護、生活援助 ②健康状態の確認 ③その他必要事項

意思形成の流れ



3 組織及び職務分担

各種会議等運営表

《特養・在宅共通》

会議名	構成員	実施時期	会議要旨
施設運営会議	施設長 事務係長 特養係長 在宅係長 包括係長 自主事業係長 必要に応じて 関係職員	随時	事業全体の方針、運営に関する最高意思決定会議。施設運営に関する諸課題やスタッフミーティングにて出された問題等について検討し、方針を決定する。
課題別 プロジェクト	任命された職員	随時	事業推進にあたっての課題についての研究及び推進機関とする。プロジェクトの設置およびその内容については、施設運営会議、またはスタッフミーティングで決定する。
各種委員会 ・防災、防犯 ・感染症対策 ・安全衛生 ・リスクマネジメント ・ボランティア ・研修 ・OA推進	施設長 担当係長 担当職員 ※必要に応じて スタッフMの参加者	定期 随時	防災・感染症対策・ボランティア・労働安全衛生・リスクマネジメント・研修の6委員会は、施設総体のものとして各セクションの委員により構成し、課題解決にあたる。
利用者・家族 懇談会	利用者家族等 施設長 事務係長 特養係長 在宅係長 特養生活相談員 SC生活相談員 その他必要な者	定期 随時	特養入居者・在宅サービス利用者およびその家族等との連携を図り、施設運営とサービスの向上を目指す。 また利用者間相互の自立と連帯の促進につながるよう、自治的な取り組みを支援する。方法として、懇談会・意見箱の設置・ケアプラン作成への参加・サービスモニタリング等がある。

特養各会議

会議名	構成員	実施時期	会議要旨
嘱託医 事務連絡会	施設長 事務係長 特養係長 特養生活相談員 主任看護師 主任看護師 嘱託医 その他必要な職種	随時	入居者の健康管理を中心に、施設における医療及びそのあり方を協議・検討する。
調整会議 身体的拘束等の 適正化委員会	特養係長 特養生活相談員 主任介護士 主任看護師 フロアリーダー ¹ 管理栄養士 在宅係長	3月 6月 9月 12月	施設方針の内容を確認するための会議。 併せて、方針に従ったサービス実施の具体的な方法等について調整する場とする。
ケアカンファレンス	施設ケアマネージャー 特養係長 特養生活相談員 主任介護士 フロアリーダー ¹ 看護師 担当介護士 管理栄養士	週1回	入居者のケアプランを策定・決定する会議として位置付け、これに基づき入居者援助を実施する。 ※開催は、ソーシャルワーカーもしくは同等の者とする。
ショートカンファレンス (フロアミーティング)	特養生活相談員 主任介護士 主任看護師 介護士 看護師 管理栄養士	毎日 随時	夜勤者からの報告、または日勤者からの報告を受けてその日の利用者援助を確認する。 また、日々の利用者援助課題について検討する。 ※開催は、ソーシャルワーカーもしくは同等の者とする。
褥瘡予防対策 委員会	施設長 特養生活相談員 看護師 担当介護士 管理栄養士	毎月	医師他各セクション協働で、リスクのある利用者に対して褥瘡予防の方法、早期の対応について協議する。
担当会議	主任介護士 フロアリーダー ¹ 担当介護士 看護師	随時	各種課題・行事担当者の会議。 会議後、担当者が意見を取りまとめて報告する。
業務会議 フロアミーティング リーダーミーティング 医務ミーティング	特養係長 特養生活相談員 主任介護士 看護師リーダー ¹ 担当介護士 看護師 管理栄養士	随時	業務の課題について検討する。また、業務についての周知を行う。

在宅各会議

会議名	構成員	実施時期	会議要旨
在宅サービスセンターミーティング (一般・認知症)	在宅係長 在宅サービスセンター職員	定例	業務について、日常的課題と中長期的課題の両面から検討する。
ケース検討会 (一般・認知症)	在宅係長 在宅サービスセンター職員	定例	在宅サービスセンター利用者についての情報を共有し、援助計画を検討・決定
在宅サービスセンター調整会議 (一般・認知症)	在宅係長 在宅主任 リードダ	定例	センター運営について、日常的課題と中長期的課題の両面から検討する。
支援センターミーティング	包括係長 支援センター職員	定随時	業務について、日常的課題と中長期的課題の両面から検討する。
支援センターカンファレンス	包括係長 支援センター職員	定随時	支援センターで対応しているケースについて情報共有・援助方針・計画の検討・決定をおこなう。
ケアマネジメントセンターミーティング	自主事業係長 介護支援専門員	定随時	業務について、日常的課題と中長期的課題の両面から検討する。
ケアマネジメントセンターカンファレンス	自主事業係長 介護支援専門員	定随時	業務ケアマネジメントセンター利用者についての情報共有・援助方針・計画についての検討・決定をおこなう。
サービス担当者会議	担当相談員 各サービス担当者 関係諸機関担当者 自主事業係長 (必要に応じて)	随時	ケアマネジメントセンター・地域包括支援センター相談員が介護支援専門員として担当する利用者の援助方針・援助計画について検討し確認する会議とする。
ホームヘルプステーション調整会議	施設長 自主事業係長 ヘルパー主任 サービス提供責任者	定例	ヘルプステーション運営について、日常的課題と中長期的課題の両面から検討する。
ケアカンファレンス	自主事業係長 ヘルパー主任 サービス提供責任者	定随時	ヘルプステーション利用者についての情報を共有し、援助計画を検討・決定する。
ヘルプステーションミーティング	自主事業係長 ヘルパー主任 サービス提供責任者 ホームヘルパー	隔月	業務について、日常的課題と中長期的課題の両面から検討する。

4 地域との連携

asakusa

認知症ケアの支援ネットワーク活動について(仮「あさくさ認知症ネット」)

1. 趣旨

社会福祉法人台東区社会福祉事業団の拠点施設として、浅草・千束では「認知症ケアの支援ネットワーク活動」を地域貢献活動の一つとして実施する。

2. 活動の骨子

①認知症の方と介護者の支援

「ほのぼのの集い」

月1回／4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月

担当：地域包括支援センター、デイサービス、特養、ケアマネセンター

「日曜レストラン」

隔月／4月、6月、8月、10月

担当：ケアマネセンター、デイサービス、特養、管理栄養士

「認知症を学ぶ家族の会」

年4回／6月、9月、12月、3月

担当：ケアマネセンター、デイサービス、特養、精神科医

②事業者連携・専門職者フォーラム

特養浅草、特養千束、ほのぼの、せんぞくデイ、グループホームつくし、ケアマネセンターあさくさ、あけぼの、ふくろう、浅草医師会立訪問看護ステーション

担当：特養、デイサービス、ケアマネセンター

3. 個別相談

①個別相談による支援を行い、活動で把握したニーズへ個別的な対応を行っていきます。

②ケアマネージメントセンター、特養及びデイの生活相談員による対応、地域包括支援センターへのリファーを行います。

③弁護士、司法書士、精神科医、医師等各専門相談員も必要に応じて紹介していきます。

4. 地域社会への情報発信

ア. 講演会／上映会／シンポジウム・・・・・・・・・・・・年1～2回

イ. 街づくり懇談会（参加、発表）・・・・・・・・・・・・年2回

ウ. 実践発表会（参加、発表）・・・・・・・・・・・・年1回

エ. ボランティアフェスティバル・・・・・・・・・・・・年1回

近隣町会・地域住民との活動

「ボランティアフェスティバル」、「三社祭」などの行事への参加には、近隣町会の協力が欠かせません。近隣の皆さんの暖かい心遣いを大切に、今年も行事への参加にあたっては地域との連携を密に図っていきたいと思います。

地域の福祉拠点の活動として施設全体で「笑顔の浅草 街づくり懇談会」を開催します。地元町会、ボランティア、利用者家族、地域の関係機関との協働での営みを推進します。

また、浅草中町会とは「防災応援協定・要綱」を結び、万一に備えての訓練を合同で実施しています。

ボランティア活動の受け入れ

浅草ホームでは多くの熱心なボランティアの方々による行事のお手伝いや、日常的な生活援助活動によって利用者の生活が支えられています。開かれた施設運営を目標に掲げている浅草ホームにとっては、重要で欠かせない存在です。

ボランティアのプロフィールや思いは本当に様々ですが、共通しているのはその活動によって何らかの自己実現を図ろうとされていることであろうと思われます。施設にとっては、ボランティアは、その活動そのものに加えて、地域の住民としての意識で常にサービスを観ていただき率直なご意見を賜ることができることが意義深いと思われます。風通しのよい施設には不可欠の存在です。

平成30年度も、「ボランティア懇談会」「ボランティアサロン」や「ボランティアのつどい(総会)」を計画しています。これは、自主的・主体的な活動としてのボランティア活動を推進するためにボランティア自身が積極的に関わっていける環境づくりをしていくとともに、ボランティアの声が施設運営(利用者援助)に反映される機会づくりをしていくものです。このことを意識して積極的に取り組んでいきたいと思います。

施設介護ボランティア育成事業との連携を行っていきます。

特養介護、認知症介護の現場への受け入れ計画で行い、終了後の継続育成対応を行い、講習、および施設実施を 地域(施設を含む)で活動し合うとしている住民等が活用できるように支援してきます

こどもや児童・生徒たちとの交流活動

地域にある施設として、近隣の幼稚園・小学校・こどもクラブ等との互いに楽しめる有意義な交流活動を積極的に実施していきます。また、中学生・高校生に職業体験をとおして高齢者との交流を深められるよう積極的な受入をしています。

【今年度活動予定】

幼稚園	児童館	小学校	中学校	高校
千束幼稚園 富士幼稚園	千束児童館	千束小学校 富士小学校	桜橋中学校 浅草中学校	浅草高校

5 防災・防犯計画

asakusa

火災や地震などの災害から入居者・利用者の生命・財産の保全を図り、損害についても最小限に防止するため防災訓練を実施します。被害を最小限に抑えるためには全員が的確に活動することが必要です。そのため本施設では自衛消防組織を設置し、年間計画を策定して訓練をかさねています。

また地域の浅草中町会と災害時の応援協定を結び、毎年、町会と消防署が参加する総合防災訓練を実施しております。さらに消防署の協力を得て職員に対する普通救命の講習を行い、職員の緊急対応能力の向上を図っています。

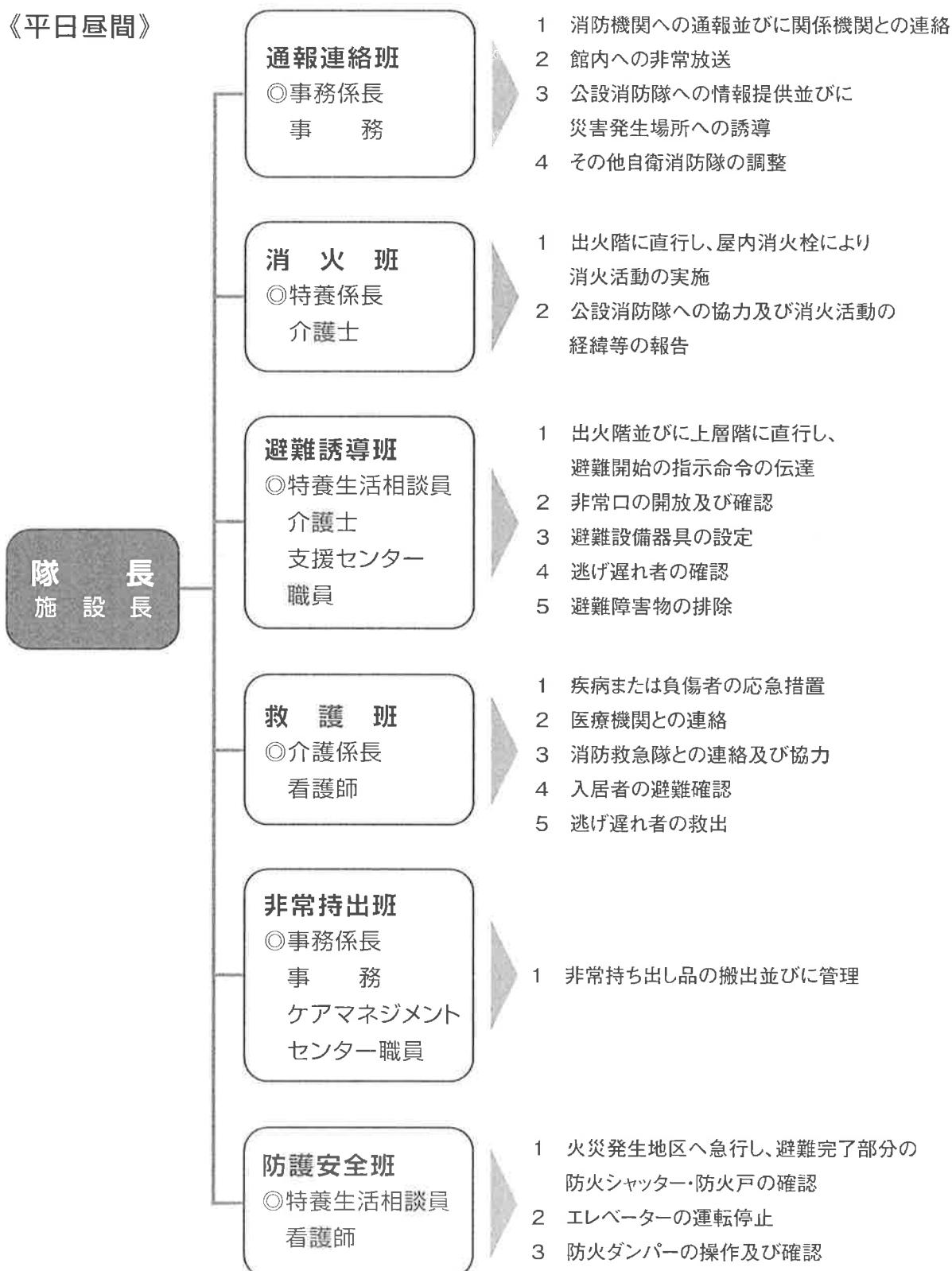
防災・防犯訓練計画

実施月	訓練概要	
4月	BCP 行動訓練 防犯訓練	(消防計画等に基づく任務及び施設内防災設備の確認) (刺股訓練、講義)
5月	消防訓練	(通報訓練、初期消火訓練及び避難誘導訓練)
6月	消防訓練	(通報訓練、初期消火訓練及び避難誘導訓練)
7月	在宅サービスセンター防災訓練 消防訓練	(初期消火訓練及び利用者避難誘導訓練) (通報訓練、初期消火訓練及び避難誘導訓練)
8月	消防訓練	(通報訓練、初期消火訓練及び避難誘導訓練)
9月	消防訓練	(通報訓練、初期消火訓練及び避難誘導訓練 実放水訓練)
10月	総合防災訓練	(消火・通報・避難誘導・町会応援等の総合訓練 昼間想定)
11月	地震想定訓練 防犯訓練	(発生直後の点検、応急対応訓練、備蓄品確認、危険箇所点検) (刺股訓練、講義)
12月	消防訓練	(屋内消火栓訓練及び避難誘導訓練)
1月	地震想定訓練	(発生直後の点検、応急対応訓練、備蓄品確認、危険箇所点検)
2月	消防訓練	(屋内消火栓訓練及び避難誘導訓練)
3月	総合防災訓練	(消火・通報・避難誘導・町会応援等の総合訓練 夜間想定)

5 防災・防犯計画

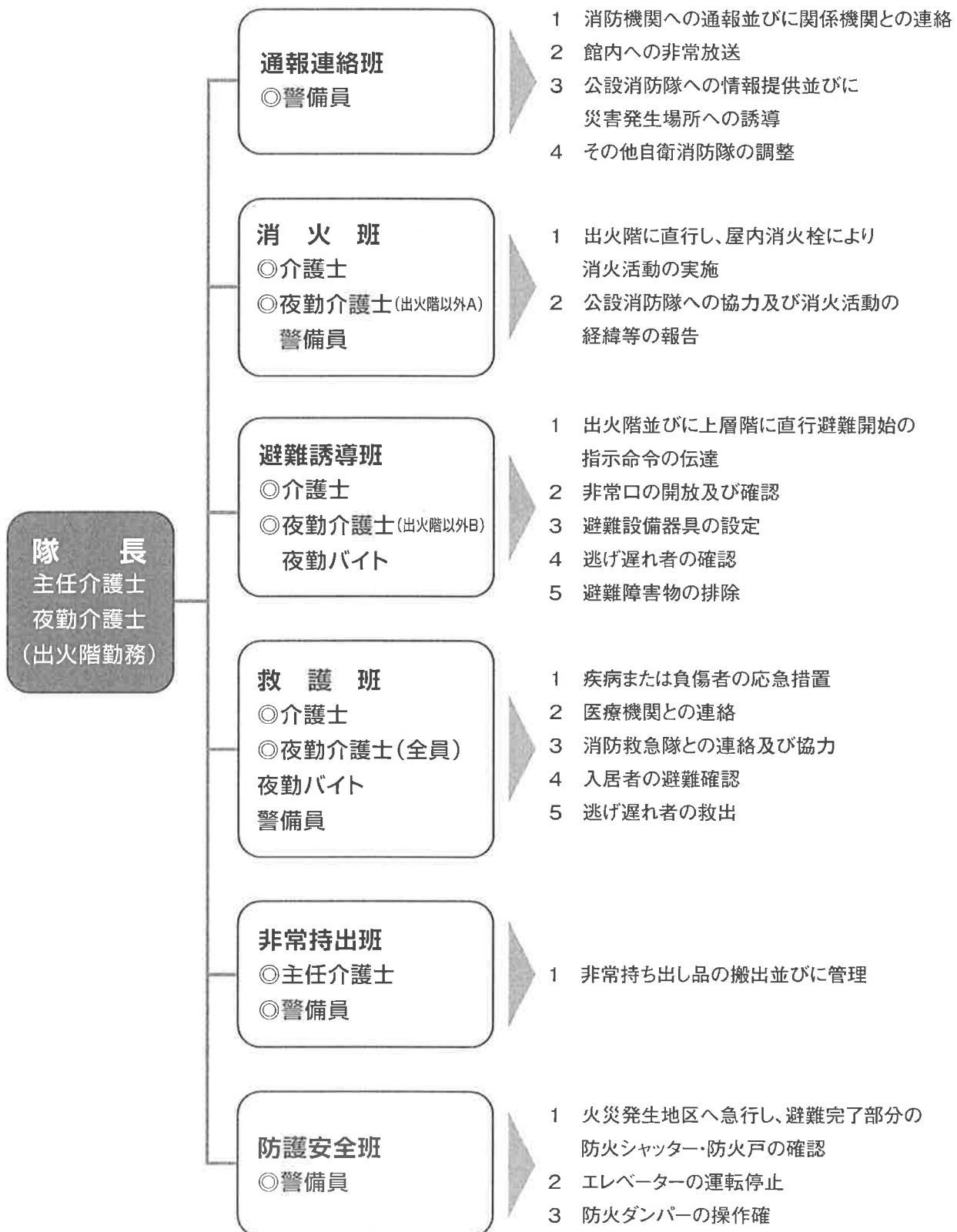
自衛消防組織と任務

《平日昼間》



自衛消防組織と任務

《夜間及び休日》



6 安全衛生

asakusa

平成17年より産業医および衛生管理者を選任、安全衛生委員会を設置し、施設管理者等と協同して労働衛生管理の充実を図るための業務を行っています。衛生管理者は産業医と連携し、健康に異常のある者の発見及び措置、作業条件・施設の衛生上の改善、労働衛生教育、健康相談、その他職員の健康保持に必要な事項を行います。

産業医との連携

- 定期的に施設内を巡回し、設備、作業方法、衛生状態に関する指導を受けています。衛生管理者は安全衛生委員会を開催し、指導内容を各職員に周知した上で施設内の環境改善を図っています。
- 職員の定期健康診断等の結果に関する助言を受け、職員の健康を確保できるように努めています。特に深夜業を伴う職員への健康管理や腰痛の発生、メタボリック症候群予防に留意しています。
- 職場におけるメンタルヘルス対策について相談し、心の健康問題を抱える職員への対応および職場への復帰支援に関する助言を受けています。

7 職員研修と人材育成

asakusa

平成17年度から「職員研修プログラム」(資料参照)による内部研修を中心とした体系的な研修を行っています。「浅草」では、スーパービジョン体制と研修プログラムを、人材育成の二つの柱と位置づけ経年に実施しており、これによって職員の専門性が磨かれて多様化・複雑化するニーズに対応する能力向上が期待され、また安定してこの職場で働いていくことにつなげていこうとしています。

一方で介護福祉士、社会福祉士、初任者、実務者研修等の各種専門職養成過程の配属実習を積極的に受け入れ、また、特別養護老人ホームほうらい、台東つばさ福祉会と協力し、福祉人材の育成に広く貢献していきます。実習生には事業別職種別に任せられた実習指導者が「職員研修プログラム」への参加も含めた個別の実習計画に従って適切な指導をいたします。

外部講師の招聘

当施設は、施設外部の専門家による研修プログラムを充実させています。心身の健康維持を目的とする「体操教室」では、大畠 あかね氏に全身のストレッチとリラクセーションのため、一年を通して月2回のペースで指導をしていただきます。

また、各職種の専門性を高めるプログラムとして、外部講師を複数の先生方にお願いして年間を通して継続的に運営してまいります。主なプログラムはグループセッションの中で参加職員が実践に即した内容を提示し、講師から個別具体的な助言指導を受ける形態で行います。

8 サテライト事業

asakusa

特別養護老人ホーム千束

- | | |
|---------------------|-------|
| ●地域密着型介護福祉施設入所者生活介護 | 定員29名 |
| ●短期入所生活介護（ショートステイ） | 定員 2名 |

中長期計画（令和2～4年度）

1. 入居者、利用者の希望、意思を尊重した個別ケアの充実

- ・個人の希望や意思を最大限に尊重したケアプランに基づいて個別ケアの充実を図ります。
(寄り添うケアの実践)
- ・個人の権利行使の援助と権利侵害の予防と解消に向けて継続的な取り組みを行います。
(コンプライアンスルールの徹底・成年後見制度の活用等)
- ・入居者の重度化に対応するための取り組みを行います。(喀痰吸引への対応等)
- ・施設における看取りケア実施に向けての取り組みを行います。(看取り介護実施の条件整備等)

2. 職員と組織の能力向上

- ・OJT研修・内部研修・外部研修を計画的に受講して職員の知識・技術・倫理に対する意識と能力の向上を図ります。
- ・現場からの意見の吸い上げが十分に行われる仕組み作りと施設内の会議体の効果的な活用を行います。

3. 地域拠点となる施設への取り組み

- ・地元町会、学校等との連携づくりおよび強化を図ります。
- ・ボランティア、実習生の受け入れ体制の整備を行います。

運営方針

地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム千束は、隔月で開催する運営推進会議を活用して、地域との連携を確保し、サービスの質の向上を図るとともに地域包括ケアシステムの担い手として、住み慣れた台東区で安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりの個性や価値観を尊重し援助を行い、地域の一員として社会参加が図れるよう努めます。

入居者及び待機者の重度化と経管栄養や痰吸引等を必要とする方が増えていくなかで、嘱託医や歯科医等、多職種連携強化を図り、要介護者を支える施設としての機能を高めていきます。

従来型施設であってもユニット型施設のように、セミプライベートな空間で、少人数の家庭的な雰囲気の中での個別援助が求められています。特別養護老人ホーム千束には、個室は少ないですが、少人数制のメリットを最大限に活かし、寄り添うケアを実践して、一人ひとりの個性や希望が尊重される個別援助を追求していきます。

8 サテライト事業

短期入所生活介護については、在宅生活の継続性という観点から介護者の負担軽減及び機能の維持・向上を目的として、リハビリ等施設機能を活用した支援をしていきます。また、ご家族が急に介護困難になった場合や、虐待等のケースへの対応強化が求められています。各施設では「地域福祉の拠点となり、住み慣れた台東区で安心して暮らし続けられるよう援助する」という観点から、緊急対応の強化に取組んでいきます。

運営の柱

① 生活相談に関すること

【実施方針】

- 一人ひとりの個性や価値観を尊重して、入居者が充実した生活を送れるように支援します。また、家族への支援を充実することで、生活環境の安定を図っていきます。

【ソーシャルワークに関する考え方と取り組み】

- ソーシャルワーカーが自らの価値・知識・技術を深めることによって、入居者の自己実現を図っていきます。
- 入居者の抱える問題を受け止め、少しでも不安のない施設生活を送れるよう家族間や医療機関及び多職種との連携、連絡調整を行っていきます。

【権利擁護に関する考え方と援助方法】

- 個人の希望や意思が最大限尊重されるように取り組み、権利行使の援助と権利侵害の予防と解消を図ります。入居者の状況に応じて成年後見制度の利用を進めていきます。
- どのような行為が入居者の権利を侵害する事になるのか、施設職員のみならず、ご家族参加の運営推進会議等で周知していくことで権利擁護への理解を深めていきます。

【多職種連携に関する考え方と取り組み】

- 本体施設の管理栄養士を交えてカンファレンスを開き、多職種が連携することで、視野を広げ専門性をより豊にして質の高いサービスを提供します。
- 相談内容に応じ各専門職と相互に緊密な連携を図り、最適なサービスを提供します。
- 医療機関との密なる連携に努め、入退院や受診が円滑に行えるよう協力関係を深めていきます。

【措置入所者(困難ケース)や緊急ショートステイの受け入れに関する考え方と取り組み】

- 入居者の安全に配慮して、ネグレクト等地域住民の緊急事態には、本体施設の協力も得ながら、多職種が連携し迅速な対応で積極的に受け入れる体制を整えていきます。
- 地域の警察署から相談があった場合は、健康状態・感染症有無の確認等を行い、速やかで積極的な受け入れを行うように努めます。

② 介護に関すること

【実施方針】

- 少人数制のメリットを最大限に活かし、より家庭的な雰囲気の中で充実したケアを目指します。
- 本体施設との協力・連携により、質の高いサービス提供を実現します。

- ・個人の尊厳が保持されるように可能な限り意思を尊重して、「生活の質に目を向けたケア」を向上させて豊かな生活を提供していきます。

- ・フロアごとの個浴を活用し、個々のニーズ合わせた入浴方法で快適さを追求していきます。

【個別ケアに関する考え方と取り組み】

- ・入居者の希望や個性を取り入れたケアプランを作成し「寄り添うケア」を実践していきます。身体状況の変化時には、直ちにケアカンファレンスを開催してケアプランを見直し、ケア方法の改善を図っていきます。
- ・ケアカンファレンスでは、できる限り家族に参加して頂き本人の心身状況を確認のうえ、家族の意向もケアプランに反映していきます。
- ・各フロアに個別浴室を設置することにより、プライベートな入浴を提供します。

【重度認知症のケアに関する考え方と取り組み】

- ・家族等からの聞き取りにより得た情報を重視し、日常生活でのご様子等を加味してアセスメントを行い、本人の心地良い居場所をつくるケア方法を検討し提供します。
- ・認知症ケア専門の外部講師を招いての研修会、精神科医によるコンサルテーションを定期的に開催することにより、知識・技術を高め専門性を深めていきます。

【権利擁護(身体拘束、褥瘡等の予防を含む)に関する考え方と取り組み】

- ・身体的拘束ゼロを目指して身体的拘束適正化検討委員会においてあらゆる代替ケアについて検討し、家族と情報を共有します。身体的拘束等の適正化のための指針に基づき、身体的拘束等をしないケアの実施に努めます。

※9 資料「身体的拘束等の適正化のための指針」・「身体的拘束等にかかる取り扱い」参照

- ・褥瘡対策委員会では、OHスケールにより計測した各入居者のデータに基づいてリスク管理を行い褥瘡予防に努めます。また、DESIGN(褥瘡経過評価表)を使用しての治療経過管理も実施していきます。

③ 健康管理に関するこ

【実施方針】

- ・嘱託医の定期回診(週2回)により、疾病の予防と早期発見に努めています。
- ・治療の必要が生じた場合は、嘱託医・協力病院と連携し治療が速やかに受けられるよう援助を行います。

【看取り介護に関する考え方と取り組み】

- ・看取り介護実施のための条件整備を行い、早期の実施を目指します。

【感染症予防(環境衛生)に関する考え方と取り組み】

- ・入居者が安全で快適な生活を送れるように、感染症対策委員会を中心に勉強会や研修会を企画・実施する他、外部研修も積極的に活用し、感染症に対する広い知識と高い技術の習得を目指していきます。
- ・感染症予防の重要性を理解し、「スタンダード・プリコーション」の習慣化を図ると共に、来所者(家族・面会者・ボランティア等)への周知も徹底していきます。
- ・感染症等発症時は、嘱託医との連携による迅速な対応により、拡大防止に努めます。

8 サテライト事業

【医療ニーズのある入居者の受け入れに関する考え方と取り組み】

- ・「医療ニーズの高い入居者の受け入れに関するガイドライン」をもとに、嘱託医と協力病院とも連携し積極的に受け入れを行っていきます。
- ・介護職員全員が痰吸引等を行える「認定特定行為業務従事者認定証」の取得を目指し、医療ニーズの高い方の受け入れ体制を整えます。

④ 栄養管理に関すること

【実施方針】

- ・入居者の栄養状態を把握し、一人ひとりの状態に応じた栄養管理のもとで楽しく美味しい食事を提供します。
- ・安心安全な食事提供のため、可能な限り“国産品”の食材を使用します。

【献立に関する考え方と取り組み】

- ・定期的に食事懇談会を開催し、出された意見や要望を献立等に反映させていきます。
- ・季節感のある食事を心がけ、暦にあわせて行事食を提供します。

【嚥下困難者への食事提供に関する考え方と取り組み】

- ・歯科医師、歯科衛生士の口腔ケアチームと施設の多職種が連携して開催する口腔ケアカンファレンスにより、咀嚼・嚥下状態を確認して食形態を適宜見直します。
- ・嚥下状態を家族と共に映像(歯科医師による VE・VF 検査※1)で確認し、食形態に反映します。
- ・ソフト食の提供や調理法の変更、トロミを付ける等、飲み込みやすくして誤嚥を防ぐ工夫をしていきます。
(※1：VE=ビデオ内視鏡検査・VF=ビデオ嚥下造影検査)

【食中毒予防に関する考え方と取り組み】

- ・衛生管理マニュアルを基に、徹底した衛生管理を実施していきます。
- ・調理従事者の衛生講習会受講を必須とし、食の安全への意識を高めて食中毒予防を徹底します。

⑤ リハビリテーションに関すること

【実施方針】

- ・嘱託医の指示に基づき、理学療法士が「リハビリテーション実施計画書」を作成し、個々の能力に応じた機能訓練を実施していきます。
- ・入居者一人ひとりの心身機能維持・改善を図り、国際生活機能分類モデルに基づいた、参加と活動に繋げることで入居者の日常生活を活性させていきます。

【リハビリテーションに関する考え方と取り組み】

- ・疾患による関節拘縮、筋力低下、褥瘡の予防や改善を行うことで身体構造を維持・改善し、認知機能を含めた心身機能の改善を図っていきます。

⑥ いきがい活動(余暇、行事等)に関すること

【実施方針】

《個々の生きがい》

- ・身体状況を考慮し、個々の入居者が充実した生活を過ごしていただけるように多様なメニューを用意して援助します。

《施設全体》

- ・「吉原神社例大祭」や「酉の市」等の地域行事の他、近隣の児童館・小・中学校等との地域交流の充実、ボランティアによる音楽会や落語等、楽しみのある入居生活を提供します。

【生きがい活動の考え方と取り組み】

- ・季節を感じていただけるような外出行事の企画や、好みの物を購入する機会を積極的に設けるなど、入居生活の楽しみにつながる援助を行っていきます。

⑦ 地域に開かれた施設の運営に関すること

【実施方針】

- ・入居者と家族が共に楽しんでいただいている「新年会」「敬老会」等の行事は、地域住民やボランティアも気軽に参加できるような内容として、地域に開かれた施設運営を促進します。
- ・入居者の家族・区職員・地域の代表である町会長等に参加いただき隔月で開催している運営推進会議において、施設の運営方針や運営状況、入居者の日々の生活や地域の行事への参加について等を報告して、地域との連携を確保していきます。
- ・各種研修会、勉強会の参加を促し、共に学び合う機会を提供します。
- ・地域の二次避難所として、地域の方々と協力します。

【入居者家族等との関係に関する考え方と取り組み】

- ・家族の意見や希望が施設運営に反映できるよう、満足度アンケートやご意見箱の設置、運営推進会議（2カ月に1回開催）等を更に充実させ、家族との信頼関係をより深めていきます。

【地元町会との関係に関する考え方と取り組み】

- ・町会の活動への参加・協力体制の構築を積極的に行います。
- ・町会との災害時応援協定を締結し、町会、消防署の協力を得ながら、防災訓練等を実施し、安全で安心な入居生活の提供に努めます。

【学校等の関係機関との関係に関する考え方と取り組み】

- ・近隣児童館等と、お互いに楽しめる有意義な交流活動を実施します。
- ・職場体験の場として、区内の中学校と高校の生徒を積極的に受け入れて、施設の仕事と高齢者との交流によって人としての成長を促していきます。

⑧ 実習生やボランティアの受け入れに関すること

【実施方針】

- ・社会福祉士・介護福祉士の実習指導には実習指導者研修の修了者が実習スーパーバイザーとして、責任を持って人材の育成をしていきます。
- ・介護職員初任者研修の実習を含む福祉現場での実習は、有資格者が指導に就いて人材の育成に努めています。

8 サテライト事業

- ・ボランティア受け入れマニュアルに沿って受け入れ、規程に沿ってボランティアと活動内容の確認を行い、誓約書を交わして入居者の個人情報漏洩防止等に努めています。

【実習生やボランティアの受け入れに関する考え方と取り組み】

- ・看護・介護の体験学習、職場体験等の実習受入れや、地域の資源としてボランティアの積極的な受入れを実施していきます。
- ・看護・介護技術の技術的な向上と、対人援助技術の向上を目指せる環境を整え福祉人材の育成に努めています。

⑨ 職員と組織の能力向上に関すること

【実施方針】

- ・職員の知識・技術・倫理に対する意識と能力の向上のため、計画的、継続的に研修を実施します。
- ・組織力を高めるため、各種会議体や情報伝達のためのツールを有効に活用します。

【職員研修に関する考え方と取り組み】

- ・権利擁護、良質なサービス、個別ケアの実践等いずれも職員の倫理・知識・技術によるところであるため、各職員には、OJT研修・内部研修・外部研修を計画的、継続的に受講させます。

⑩ 短期入所生活介護・予防短期入所生活介護に関するこ

在宅生活の継続性という観点から、介護者の負担軽減及び残存機能の維持を目的として、施設機能を活用した自立支援を行なっていきます。

- ・ケアプランにおけるショートステイの役割に沿ったサービス提供

ケアマネジャーとの連携を強化し、利用者のケアプランにおけるショートステイの役割を相互認識し、その役割に沿ったサービス提供を行なっていきます。

- ・サービス利用時の状況報告

ショートステイ利用中の状況を家族やケアマネジャーにフィードバックするなど、継続的な在宅生活の支援を行なっていきます。

- ・利用率の目標

入院等の空きベッドを活用して可能な限り利用ニーズに応えていきます。利用率目標は、定率とせずに、特養入居率9.8%をするために必要な(空床)補足率の達成とします。

事業内容

① 施設サービス計画の立案と実施

- 介護支援専門員が利用者及び家族の希望と、解決すべき課題に基づき、介護職員・看護師・栄養士・生活相談員等との連携により原案を作成します。
- 利用者への説明と同意を得ます。
- 自己決定を尊重し、適切な選択が図られるための情報提供に努めます。
- 状況の変化があれば、施設サービス計画の変更等迅速に対応します。

② 食事

	概要
食事時間	朝食 午前 7時30分～ 昼食 午後12時00分～ 夕食 午後 6時00分～ おやつ 午後 3時
食種	主食 米飯、全粥(7分、5分、3分、ミキサー、おもゆ) 麺類、パン類(パン粥) 副食 普通食(一口食含)、ソフト食(なめらか食含)、ミキサー 特別食 医師の指示により随時対応(減塩食、カロリー制限等)
その他	【栄養管理】 厚生省の定める日本人栄養所要量から算出された栄養基準表をもとに食糧構成を作成し それに準じた献立をつくります。 【栄養アドバイス】 食事懇談会や日常の食事時間を通じて随時行ないます。

③ 入浴

入浴形態	介助浴	個別浴室を使用して職員が人浴の介助をします。
	機械浴	機械浴室の臥床したまま入浴できる機械を使用した入浴です。

週間入浴予定		日	月	火	水	木	金	土	備考
	介助浴	午前	○	○	○	○	○	○	
		午後	○	○	○	○	○	○	
	機械浴	午前							
		午後	○		○	○		○	

※体調等の理由で入浴できなかった方は、職員が着衣交換・清拭・足浴等を行ない、清潔保持をします。

8 サテライト事業

④ 排 泄

身体状態に合わせて、トイレ誘導・オムツの交換等の排泄介護を行います。
オムツが必要な方には、適切な紙オムツを提供します。

⑤ 機能訓練

療法士の指導による機能訓練およびグループ体操などを行います。

機能訓練 実施予定		日	月	火	水	木	金	土	備考
	作業療法(OT)								
	理学療法(PT)		○		○				

⑥ 生活相談

生活相談員・介護支援専門員が生活全般に関するお困り事等の相談に応じます。また、要介護認定に
関することやサービス計画に関する相談に応じます。

⑦ 健康管理

毎日の健康管理	月間計画	年間計画
1.嘱託医の回診(週2回) 2.治療処置及び検査 3.内服薬準備・与薬 4.食事・排泄・睡眠状況等一般 状態のチェック 5.外来受診介助及び管理 薬品管理点検	1.体重測定 2.精神科医師の回診 3.看護記録の整理	1.嘱託医との連絡 2.介護サービス計画作成 3.インフルエンザ等感染 予防計画 4.感染症研修の企画・実施

嘱託医 () 内診療科目

医師名	所在地	電話番号	回診日	医療機関名
小野田 嘉明(内)	今戸1-3-13 201	3876-3818	月	おのだ医院
内山 伸(内)	浅草4-11-6	3876-3200	水	浅草クリニック
遠藤 真実(精神)	上野桜木1-12-12	3822-2201	月1回	土川病院

協力病院

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目URL参照
永寿総合病院	東上野2-23-16	3833-8381	http://www.eijuhp.com/
台東病院	千束3-20-5	3876-1001	http://taito.jadecom.or.jp/

協力歯科

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目URL参照
日本歯科大学附属病院	千代田区富士見2-3-16	3261-5511	http://dent-hosp.ndu.ac.jp/nduhosp/
ジェイエムビル歯科医院	台東区蔵前2-6-3	5820-6874	http://www.jm-shika.com/
あい歯科クリニック	川崎市中原区上新城 2-11-28	044- 948-6688	

⑧ 理容サービス

第2月曜日にホームで実費負担(1,600円)により、出張理容が受けられます。

⑨ 行政手続き代行

要介護認定の申請、年金現況届、その他必要な行政手続き代行を行います。

⑩ レクリエーション

以下について、担当職員を設け、余暇を充実します。

クラブ名	活 動 日	時 間 帯	活 動 場 所
お裁縫	月3～4回	14：00～	5階デイルーム
歌の会	月1回	14：00～	5階デイルーム

※その他、カラオケ・歌の会・塗り絵・貼り絵・折り紙・習字・ボーリング・輪投げ・地域散策・外出等の個別レクリエーションメニューを用意して、余暇活動を充実します。

8 サテライト事業

せんぞくデイホーム（認知症対応型通所介護）

●認知症対応型通所介護 定員12名

中長期計画（令和2～4年）

1. 送迎業務についての具体的提案

- ・ワゴン車等の車両を利用ニーズに応じて使い分け、希望時間に応えていけるよう調整し運行します。
- ・認知症対応型デイサービスの送迎は、介護職1名が添乗する。迎えから帰宅まで介護に係る職員が添乗することで、安心してデイサービスを利用できる環境を整えていきます。
- ・送迎エリアは台東区全域とします。

2. 医療を必要とする高齢者への緊急対応についての具体的提案

- ・緊急時の対応について、サービス開始前に家族・ケアマネジャーと情報を確認し、いざというに速やかに対応できるように家族・主治医・病院との連携方針を明確にしていきます。
- ・デイサービスセンター滞在中は看護師が緊急対応の中心となるが、送迎中のことも考えられるため、マニュアルを整備し定期的に見直し、運転手や添乗員の訓練を計画実施します。

3. 認知症高齢者への対応についての具体的提案

- ・パーソンセンタードケアを目標に掲げ、その人らしさを尊重した過ごし方をお手伝いし、より家庭的な環境を演出する。調理、お茶入れ、洗い物、洗濯物たたみ、散歩などを自然に取り入れていきます。
- ・認知症対応型デイサービスの職員は、通常の家庭生活の中で着ている服を着用する。室内装飾は各家庭で行われているように、備品や調度品はできるだけ普通の家庭で使われている物にしていきます。
- ・その方の能力を把握し、何ができるのかをよく理解し、興味・関心を探ることで、ケアの場面で相手の言いたいこと(明確な言葉にならない)を十分に聴き、気持ちを支えるよう対応していきます。

4. 家族との連携、交流についての具体的提案

- ・「連絡ノート」によって利用都度のサービス実施報告と家族からの情報提供を受けます。
- ・デイサービス、ショートステイを利用する家族の集い「ほのぼのの会」を定例開催し、各種情報提供と体操教室による健康づくり支援、家族同士の相互交流を図っていきます。
- ・施設内の全サービスの相談員チームで、家族、ケアマネジャー、他関係機関との交流会や研修会等のプログラムを企画して、ネットワークを構築していきます。

運営方針

認知症対応型通所介護は地域密着型サービスとして、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするために、認知症ケアの質と量の充実を図り、地域に開かれた良質なサービスの提供を確保していきます。

サービス提供にあたっては「パーソンセンタードケア（その人を中心としたケア）」を目標に掲げ、「主役は本人」であり「利用者中心」の「その人らしさ」を保った生活を送れるような援助を心がけていきます。

また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携を図っていきます。

● 事業の目的

- 1 : 地域における認知症ケアの要としての機能
- 2 : 地域福祉機能の充実
- 3 : 事業団らしさの発揮

① サービス提供の考え方

- ・最新の認知症ケア手法を積極的に取り入れ、チーム全体で共有した上でケアをしていきます。
- ・サービスを生活の一部と位置づけ、自宅との継続性を大切にしたケアを実践していきます。
- ・サービスは、家庭の中で着ている普段着(私服)で提供していきます。
- ・室内装飾・調度品は、なじみのある物を用い、環境から落ち着いた雰囲気を作り出します。
- ・個々の有する能力を把握し、興味・関心・自分でできることを探りケアを提供していきます。
- ・伝えたいこと(言葉にならない声)を十分に聴き、気持ちを支えるケアを提供していきます。

② ケア

- ・送迎は区内全域を対象とする。
- ・移動中も快適に過ごしていただくため車内も落ち着いた雰囲気を作っています。(音楽を流す等)
- ・入浴は、有する能力と希望を加味し、最適な方法で提供していきます。
- ・提供時間内に発生する個々の欲求を、自然に受け入れた活動としています。(調理・洗い物・洗濯たたみ・散歩など)

③ 医療を必要とする利用者への対応

- ・サービス開始前に家族・ケアマネジャーと情報を共有し、緊急時に速やかに対応できるように家族・主治医・病院との連携方法を明確にしていきます。

④ 家族との連携、交流

- ・「連絡ノート」を活用することで、ご家族・介護者と過去・現在・未来について、相互の情報を共有しケアの充実を図ります。
- ・デイサービス、ショートステイを利用する、各種情報提供と家族同士の相互交流を支援します。
- ・施設内の全サービスの相談員チームで、家族、ケアマネジャー、他関係機関との交流会や研修会等のプログラムを企画して、ネットワークを構築していきます。
- ・併設する短期入所の連携して、家族間交流の機会をもうけるなど、在宅生活を積極的に支援します。

⑤ その他

- ・ホームページや広報紙を活用し、利用者・家族・ケアマネジャーに対するリアルタイムでの情報提供していきます。
- ・地域における認知症ケアの牽引役としての機能を発揮していきます。
- ・相談員、送迎担当それぞれが携帯電話を持ち、ご家族・ケアマネ・他の介護サービス事業者間の連絡等の迅速な対応を行います。
- ・最新のコンピューターシステムを駆使し、効率的な事務処理のもと、直接ケア時間を創出しケアの充実を図ります。

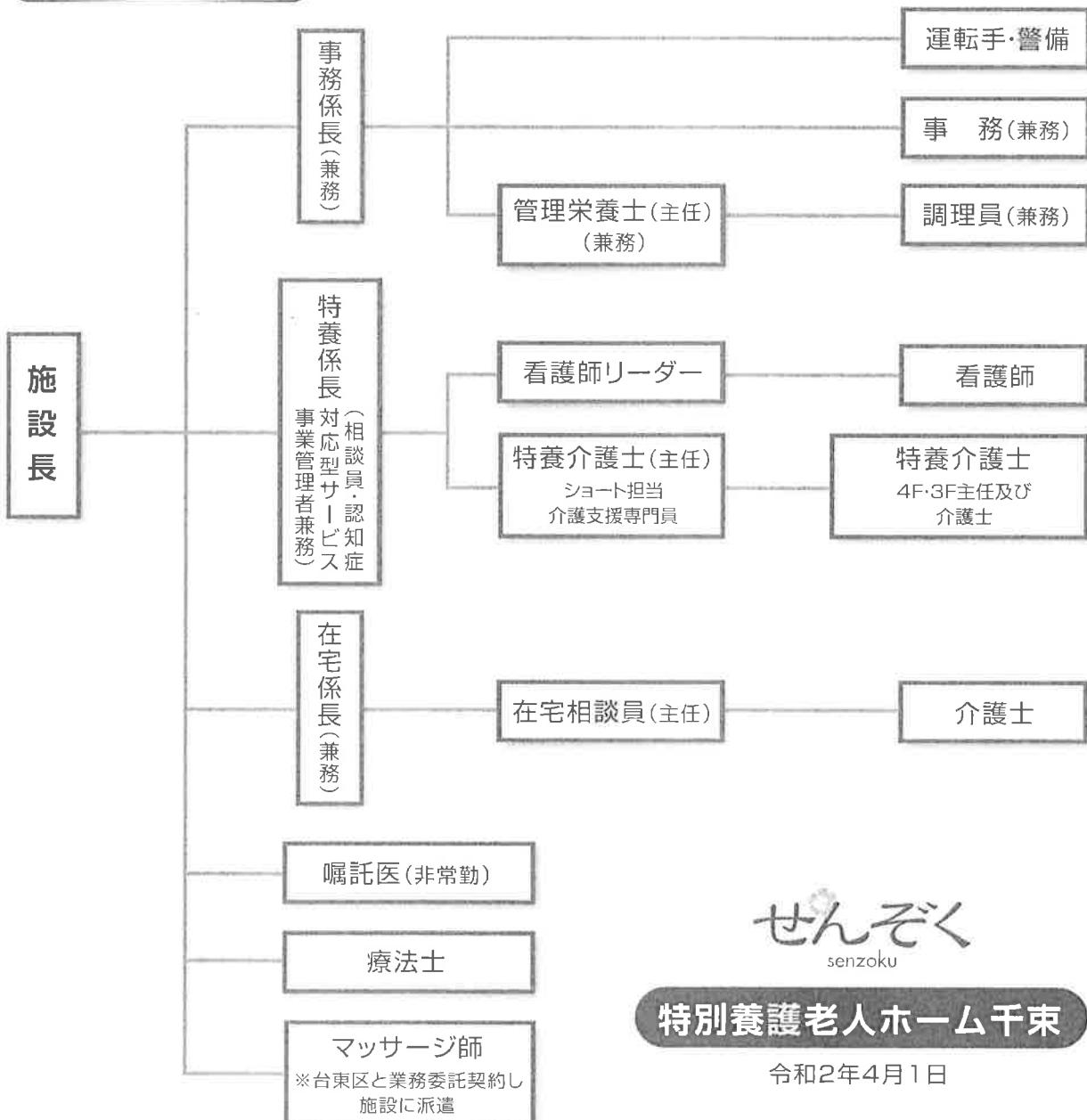
運営推進会議

運営推進会議とは、地域密着型サービス事業所が利用者、家族、地域住民の方々に対し提供しているサービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスをすることにより、以下4項目等を達成することを目的としています。

- 1. 事業所運営の透明性の確保
- 2. サービスの質の確保
- 3. 事業所による「抱え込み」の防止
- 4. 地域との連携の確保

運営推進会議は6ヵ月に1回以上、定期的に年2回以上開催していきます。

組織及び職務分担



9 資 料（浅草）

asakusa

デイサービスセンターご利用者週間予定

	A M	P M
月	PTによる指導・訓練 活動プログラム 入浴の実施（介助浴、リフト浴）	入浴の実施（介助浴、リフト浴）
火	PTによる指導・訓練 活動プログラム 入浴の実施（介助浴、リフト浴）	入浴の実施（介助浴、個浴）
水	PTによる指導・訓練 活動プログラム 入浴の実施（介助浴、リフト浴）	入浴の実施（介助浴、リフト浴）
木	PTによる指導・訓練 活動プログラム 入浴の実施（介助浴、リフト浴）	入浴の実施（介助浴、リフト浴）
金	PTによる指導・訓練 活動プログラム 入浴の実施（介助浴、個浴）	入浴の実施（介助浴、個浴）
土	PTによる指導・訓練 活動プログラム 入浴の実施（介助浴、リフト浴）	入浴の実施（介助浴、リフト浴）

9 資 料（浅草）

デイサービスセンター職員日課

	利 用 者 日 課	職 員 日 課
8:30	迎え開始（送迎車運行） 手洗・うがい 健康チェック	日勤出勤 迎え従事 朝のミーティング プロアミーティング ご利用者援助
9:00		
9:30	午前のプログラム	遅番出勤
10:00	・全体でのグループ体操等の集団訓練 ・個別訓練の継続（介護予防）	
11:00	・プログラムの継続（認知症通所介護） 口腔体操	
12:00	昼 食	昼食介助 交代で休憩
13:00	準 備	ご利用者援助
14:00	午後のプログラム お茶の時間	
15:00		
30	送り開始（送迎車運行）	送り業務従事 ミーティング 記録作成 次回デイ活動準備
16:00		
30		
17:00		
15		17:15 日勤退勤
18:15		18:15 遅番退勤

特養ご利用者週間予定

	A M	P M
月	機械浴 理髪（月に1回） 作業療法（OT）	機械浴 作業療法（OT） 医師の回診
火	一般浴（リフト浴含む） 美容ボランティア（2カ月に1回）	一般浴（リフト浴含む） 食事懇談会（2カ月に1回） 医師の回診
水	機械浴（男性・短期入所） 短期入所（男性⇒女性） 理学療法（PT）	機械浴（女性） 一般浴（リフト浴含む） 医師の回診 理学療法（PT）
木	機械浴	機械浴 医師の回診
金	一般浴（リフト浴含む）	一般浴（リフト浴含む） 医師の回診 作業療法（OT）
土	機械浴（男性・短期入所） 短期入所（男性⇒女性）	一般浴（リフト含む） 余暇支援
日	機械浴	機械浴 余暇支援

9 資 料 (浅草)

特養介護士業務日課

	早 番	日 勤・遅 番	特 遅 番
7:15	申し送り・オムツ交換 離床・洗面		
7:30	配膳・配薬・食事介助 下膳		
8:00			
30	下膳・コール対応・口腔ケア ア・エプロン洗濯	フロア申し送り・下膳・ 口腔ケア・コール対応	
9:00	フロア申し送り オムツ交換・トイレ誘導	オムツ交換・トイレ誘導	
10:00	検温・水分補給	シーツ交換・居室清掃・入浴介助	
30	トイレ誘導・フロア業務	トイレ誘導	
11:30	お茶・おしほり準備	お茶・おしほり準備	
12:00	昼食配膳・食事介助		
30			
13:00	休憩	休憩	申し送り・昼食介助 口腔ケア・エプロン洗濯
14:00	コール対応・見守り・ おやつ準備	下膳・コール対応・口腔ケア ア・見守り・洗濯・おやつ準備	下膳・コール対応・見守り・ 洗濯・おやつ準備
15:00	おやつ介助・水分補給 検温	入浴介助 おやつ介助・入浴介助	おやつ介助・余暇活動
30	トイレ誘導	トイレ誘導	
15:45	記録		
16:00	業務終了	オムツ交換	
15			
45			
17:00		離床・夕食配膳・夕食準備	医務からの申し送り・夕食 就寝薬受け渡し
15			離床・お茶・夕食準備
30			
18:00		日勤・業務終了 配膳・夕食介助・下膳・ 就寝介助	配膳・夕食介助
19:00		臥床・地下洗濯室清掃・ 備品補充・オムツ補充	コール対応・就寝介助・臥床・ デイルーム清掃・モップかけ・洗濯・就寝後、口腔ケアコップ消毒・ワーカー室清掃他
30		遅番業務終了	コール対応・検温・水分補給・ 就寝薬服薬
20:00			トイレ誘導
30			業務終了
21:30			

深 夜 勤		深 夜 勤	
21:15	申し送り	1:45	申し送り
30	オムツ交換・トイレ誘導 各階にて、コール対応		B勤: 休憩2:00~4:00・2名
22:00	オムツ交換・トイレ誘導	4:00	各階にてオムツ交換・トイレ誘導
23:00	オムツ交換	6:00	コール対応
30	4階にて、申し送り。 集中コール対応	30	検温・水分補給・記録・離床・ 洗面・整髪介助
45	A勤: 休憩23:45~1:45・2名	7:15	トイレ誘導・デイルームへ誘導 申し送り・業務終了

看護師業務日課

	特養担当	在宅担当
8:30	朝食前吸引 胃ろう・経管栄養食提供・バルーン蓄尿チェック廃棄・(服薬援助) 担当業務の確認 各フロア記録チェック 各フロア巡回・一般状態の観察・バイタルチェック・受診者確認及び受診予約等 相談員・栄養士・PTとミーティング	在宅業務ミーティング
9:00	外来受診及び入院の付添い・内服薬準備・与薬前のダブルチェック・個人記録整理・包交・処置・検査・一般援助 ショートステイ受入・担当話合い参加	利用者健康チェック 一般状態の観察、バイタルチェック、受診、検査結果確認、在宅酸素利用者チェック、昼食薬のチェック、責任番申し継ぎ(随時)、入浴後処置、利用者援助
11:30		
12:00	排泄状況チェック・臨時処方薬の確認 昼食前吸引・胃ろう・経管栄養食提供・服薬援助・ 食事状況チェック・(食事介助)	利用者健康チェック バイタル入力、連絡ノート入力、昼食前薬与薬、食事見守り、食事量チェック、昼食後薬与薬、点眼、再検者バイタルチェック、入浴後処置、爪切り、利用者援助
13:00	医務ミーティング	
30	医師回診補助・処方箋の確認・バイタルチェック・ 包交・検査・指示・処置実施 調剤薬局との連絡確認・衛生材料づくり 動態表チェック・記録物整理・ショートステイ受け入れ・医薬品補充 各フロア巡回・各会議参加	
15:30	胃ろう・経管栄養食提供	
16:30	介護士への申し送り(夕食時薬の引渡し) 容体急変時の電話連絡指示 内服薬分包整理 オートクレーブ滅菌、室内清掃 記録	ケース記録入力、責任番申し継ぎ、(随時)、物品補充、家族・ケアマネ連絡(随時)
17:00	夕食前吸引・吸引チューブ交換・吸引ビン洗浄 ・点眼薬・座薬挿入・バルーン蓄尿チェック及び 廃棄 業務終了	在宅サービスセンター ミーティング出席 ～業務終了～

9 資 料（浅草）

管理栄養士・厨房業務日課

	管理栄養士	調理員	早番 中番 遅番	パート調理員
5:00			5:30	5:00
6:00		調理		
7:00			7:30	7:00
8:00	出勤・検品・おやつ	配膳 食器洗浄		
:30		調理		
9:00	準備			
	申し送り			
10:00	ミーティング	ミーティング	10:00	10:00
11:00	事務 ・献立作成 ・食材発注	配膳		
	・栄養書類作成等			
12:00	各フロア巡回	休憩		
13:00	休憩	食器洗浄		13:30
14:00	検品 事務 ・献立作成 ・食材発注	調理	14:30	14:30
15:00	・栄養マネジメント 書類作成等			
16:00	・各会議出席			
17:00				17:00
:15				
:30	勤務終了	配膳	17:30	
18:00				
19:00		食器洗浄		
20:00		清掃	20:00	20:00

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」において、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないと規定されている。

もとより、身体的拘束は、入所者の尊厳が著しく損なわれた状態である。身体的拘束は、褥瘡の発生・関節の拘縮・筋力の低下・食欲の低下、精神的苦痛等々の弊害をもたらし、ひいては、入所者の生きる力を奪うものである。

当施設は、人間の尊厳という普遍的な価値を保持するために本指針を定め、職員一人ひとりが、身体的拘束等をしないケアの実施に努めるものである。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- ・身体的拘束適正化検討委員会の設置目的と活動内容
- ・身体的拘束の実施を判断するためのカンファレンスの実施。
- ・身体的拘束を実施した場合の解除に向けたカンファレンスの実施。
- ・身体的拘束の適正化を推進するための職員に対する教育指導。
- ・身体的拘束の事例分析および分析結果の周知徹底。
- ・身体的拘束適正化検討委員会の構成メンバー及び役割
- ・施設長・特養係長・生活相談員・介護主任・看護リーダー・管理栄養士等を基本とし、その他第三者や医師・精神科医師等、専門家も活用する。委員長は事案に応じて必要な職種等を招集することができる。

(委員長等の役割)

委員長(責任者) 特養係長——日常的な状況把握・委員会の招集・その他調整

副委員長(副責任者) 介護主任——日常的な状況把握・介護職員への指導等

副委員長(副責任者) 看護主任:

リーダー——日常的な状況把握・医師との連携・その他調整

副委員長(副責任者) 相談員——日常的な状況把握・家族等への説明・その他調整

- ・身体的拘束適正化検討委員会の開催頻度

- ・委員長は、委員会を3か月に1回以上開催する。開催にあたっては、リスクマネジメント委員会及び感染症対策委員会と一体的に運営することができる他、運営推進会議を活用することもできる。また、事案が発生した場合は、適宜委員会を開催することができる。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上、施設内等で研修を開催する。
- ・新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。
- ・研修の実施内容について記録する。

9 資 料（浅草）

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・身体的拘束適正化検討委員会への報告
- ・事例を集計、分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性や適正化策を検討する。
- ・身体的拘束等について報告するための様式の整備
- ・身体的拘束等の発生ごとに、その状況、背景、身体的拘束の実施から解除までの経過について記録し、身体的拘束適正化検討委員会での分析や検討に付するために別紙、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(記録1)・「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」(記録2)を作成する。(以下(記録1)・(記録2)とする)

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

- ・やむを得ず身体的拘束を実施するか否かの判断
- ・やむを得ず身体的拘束を実施するか否かは、身体的拘束適正化検討委員会においてカンファレンスを実施し、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件について具体的に検討し判断する。カンファレンスで検討した内容については、(記録1)に記す。
- ・夜間等緊急時で身体的拘束適正化委員会を開催できない場合は、複数の職員で「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件に該当するか検討する。その結果、身体的拘束を行う場合は(記録1)を作成し、委員長へ(委員長に報告できない場合は、副委員長へ)報告する。委員長はできる限り速やかに身体的拘束適正化検討委員会を開催し対応を決定する。
- ・当該入所者および家族等への説明と同意について
- ・身体的拘束の実施、変更及び解除の際に、当該入所者及び家族等に説明し同意を得るための様式を(記録1)とする。
- ・やむを得ず身体的拘束を行うと判断した場合は、委員長または副委員長から当該入居者及び家族等に対し、カンファレンスで検討した内容に基づいて、身体的拘束の目的、方法、理由、期間、時間帯等を、(記録1)を使って説明し、同意を得る。
- ・当初説明し同意を得た期間を超えて、やむを得ず身体的拘束を継続する場合は、今までの経過やモニタリング、カンファレンスで検討した内容等を(記録2)に記録し、それに基づき、再び(記録1)を使って説明して、同意を得る。
- ・職員への周知と情報共有について
- ・施設内でやむを得ず身体的拘束を実施する場合は、その事例について身体的拘束等適正化委員会へ報告し、集計、分析した結果等を職員に周知徹底し、情報共有を図る。
- ・記録について
- ・(記録1)に、身体的拘束を実施する際の状況や背景、(記録2)に身体的拘束の実施から解除に至るまでの経過を記録する。記録は少なくとも2年間保管する。
- ・解除について

- 身体的拘束実施後、常にモニタリングし、適宜、身体的拘束等適正化委員会のカンファレンスを実施して、できるだけ早期に身体的拘束が解除できるように努める。解除となった場合は、当該入所者及び家族等に報告する。

※身体的拘束の実施から解除までの流れは別紙のフローチャートのとおり。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

入所前の説明の必須項目として、入所予定者および家族等に本指針の写しを提供し、丁寧に説明する。また、施設内の掲示板において本指針を掲示し、入所者及びその家族等がいつでも閲覧し、内容を把握することができるようとする。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体的拘束等を無くしていくよう取り組む必要がある。

- マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等をしない。
- 事故発生の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしない。
- 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大ケガになるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしない。
- 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしない。
- サービス提供の中で、身体的拘束等を必要と判断する際、本当に緊急やむを得ない場合に該当するのか、他に方法はないかを十分に検討する。

9 資 料（浅草）

身体的拘束等にかかる取り扱い

1. 厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」の遵守

介護保険法における（当時）厚生省令（平成11年3月31日付）において、身体的拘束等の禁止規定が以下のとおり載せられました。

「サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。」
(アンダーラインは筆者によるあとづけ)

また、同時に「身体拘束ゼロ作戦推進会議」を設置し手引書の作成がされてきましたが、平成13年3月に「身体拘束ゼロへの手引き」として取りまとめられました。都道府県指導検査においてもこの手引きをもとに指導を受けております。

当ホームにおいても、この「身体拘束ゼロへの手引き」に則った対応をいたします。

2. 解 釈

《身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為》

「何が身体的拘束や行動を制限する行為にあたるのか」具体的介護の場面では常にこう問われます。
「身体拘束ゼロへの手引き」において次のような行為が挙げられております。

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、また皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

上記の項目においては、個々のケースで「ちょっとこの方に対して、この項目は身体拘束というには問題あるのではないでしょうか」と言わることが想像に難くありません。しかし、それでも上記の項目を身体的拘束と行動を制限する行為に該当すると認識することが重要です。

個別ケースにおける対応の適正さは、適切なカンファレンスと本人や家族に理解されるケアプラン作成をおして判断されることです。ケアマネジャーによる明快かつ厳格な検証が重要となります。

《緊急やむを得ない場合の対応》(例外規定)

例えば、転倒の危険性があるにもかかわらず独りで歩行してしまう行為などは、骨折等の危険を伴い何らかの介護上の対応が必要になります。この対応に、上記の身体的拘束・行動制限をしないで危険を回避するためには、その方策が十分研究されているか、また検討されなければなりません。

しかし、その研究や検討の余裕がなく、生命又は身体保護がすぐに必要な場合がこの例外規定に該当します。このような状態は、夜勤帯と日勤帯とでは違ってきますし、そのケースの困難性によっても違ってきます。

介護保険指定基準上、「当該入所者(利用者)または他の入所者(利用者)等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されるケースに限られる。

厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」身体拘束ゼロ作戦推進会議より

以下の三つの要件を満たすことが必要

切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

《例外規定に関する留意点》

抑制については、精神保健福祉法第36条3項に、精神病院での拘束の条件が認められているが、老人福祉施設では認められていません。その上で、例外を認めざるをえないということであるなら、最低以下のことについて注意する必要があります。

1. 「抑制」の目的、誰のためか、何のために行なうのかを明らかにする。
2. 「抑制」の解消方法の検討と試行をする。
3. 「抑制」による負の効果(利用者の心身に与えるダメージ)の回復を図る。最小限のものとなるよう配慮する。
4. 第三者が、検証できるように記録に残す。
5. 利用者及びご家族に十分な説明をし、了解を得る。

9 資 料（浅草）

3. 対 応

以上のことと踏まえて、以下のように整理し対応します。

《原則》

- ①身体的拘束と行動制限をしない援助をあらゆる方法で選択する。
- ②身体的拘束と行動制限が、部分的(時間・場所)にどうしても必要な場合は、最小限のものとする。

《最小限とは》

- ・時間的最小限(最小限の時間)
- ・場所的最小限(最小限の場所)
- ・方法的最小限(より制限をしないですむ方法)

- ③上記の原則による対応を、本人(可能ならば)・家族に説明し、理解を得る。

この時、説明書を作成し、確認のサインと印をもらう。(このことは、ケアプランの説明として、入居者(利用者)の生活全体を見通した中で説明されることが望ましい)

- ④経過について記録に残す。

《その他》

夜勤帯等でカンファレンスを開くことができず、その時の職員が、入居者(利用者)の生命又は身体の保護が必要な事態で、拘束や行動制限の代替ケアがどうしても思いつかないなど、カンファレンスを待たず、その職員の判断で上記の《原則》をもとに対応せざるを得ない場合がある。

ただし、申し送りは徹底すること。その後、速やかにカンファレンスを開催し、《原則》に従った対応を施設として検討しなければならない。

浅草 職員研修プログラム（令和2年度）

レベル	対象	目標	育成項目 (実施時期)	内容	講師
I (基礎)	全職員必修	援助専門職としての基礎的な知識・技術の習得を目指す。	①倫理・法令遵守虐待防止研修(4月、5月)	権利擁護と虐待防止、関係法令の確認とルール	千束係長、地域包括相談員
	全職員必修		②緊急・救急時対応【演習】	普通救命講習、2005年版ガイドライン対応 AED訓練を含む	日本堤消防署救急救命士
	新人研修		③緊急時の対応【マニュアル】(随時)	24時間・365日施設・緊急事態・すべきこと・具体的対応の手順	リスクマネジメント委員会
	新人研修		④トランシスファー研修(8月、11月)	利用者と介護者の安全を守る介護方法を実践的に取得する	理学療法士
	全職員		⑤食事介助研修	「嚥下障害食事マニュアル」による適切な食事介助の方法	リスクマネジメント委員会
	全職員		⑥認知症基礎講座(11月)	認知症とは、中核症状・周辺症状・原因疾患・治療と対応等について	土田病院 遠藤 真実医師
	全職員		⑦認知症の適切なケア(12月)	その人らしさを大切にする認知症ケア、パーソンセントドケアとは何か	特養係長、主任相談員
	全職員		⑧体操教室(4~3月 毎月1~2回 計20回)	全身のストレッチとリラクセーションで心身のリフレッシュ	大畑 あかね インストラクター
	職務リーダー				
	主任				
II (中級)	第一線のチームリーダーとしての知識・技術の習得を目指す。	①感染症対策の意義と方法(8月、11月) ②精神科コンサルテーション(4、7、10、1月) ③認知症のパーソンセントドケア(4,6,8,10,12,2月) ④嚥下(嚥食事故防止)研修(2月) ⑤施設での看取りについて学ぶ(1月) ⑥その人らしい生活とケア実践(6月) ⑦嚥下を助ける食事の工夫(9月) ⑧フロアリーダーグループスーパーバイジョン(毎月) ⑨ケアマネグループスーパーバイジョン(毎月) ⑩職員の腰痛予防について適時	予防すべき感染症の種類とその方法、拡大防止対策の実際 専門相談接続に対する精神科領域からの指導助言のためのセッション その人らしさを大切にする認知症ケアをワークショップ形式で探求する リスクマネジメントの目的／機能／方法／実際 病院でのターミナルケアから介護施設での看取り支援の方法を学ぶ 先進施設に学ぶユニットケア、食事・入浴・排泄の支援の実際 各種とろみ剤の違いと使用法、ソフト食等について実際に体験して学ぶ 特養フロアリーダー、サブリーダーと月1回のセッションを開催 ケアマネジメントセンターのケアマネジャーと月1回セッションを開催 最新の介護ロボット等を検討し導入していく	感染症対策委員会 土田病院 遠藤 真実医師 社会事業大学 下垣 光先生 外部講師(リスクマネジメント委員会) 協力病院看護師(特養係長) 研修及び実習報告(介護職) 主任管理栄養士 特養係長 自主事業係長 外部見学等	
	係長、施設長				
	指導技術の習得を目指す。				
	事業運営への意識的関与と職員への				
			①情報活用法とセキュリティー ②係長・相談員スーパーバイジョン(5、8、11、2月) ③権利擁護研修・コンサルテーション(12月)	インターネット及びPC使用時のセキュリティーについて 事業担当相談主任・係長への助言指導、スーパーバイズ技術等を検証 法律に基づく要支援高齢者の権利擁護のための具体的対応について	松上係長(OA活用委員会) 発達医学研究所 平岡一雅先生 リーガルサポート 榎山雪子司法書士

9 資 料（浅草・千束）

倫 理 約 領

（笑顔の浅草・千束 15か条）

私たち職員は次のような基本姿勢を堅持して、高齢者が住みなれた町で安心して暮らし続けられるようお手伝いし、支え合いの地域社会実現の為、地域に開かれた施設づくりを目指し、区民から信頼される施設として、自律ある健全な施設運営を目指します。

（利用者本位のサービスの提供）

1. 明るく朗らかな態度で、笑顔による受容の姿勢を保持すること。
2. 個人の尊厳が保持されるよう、あらゆる局面で意思を尊重すること。
3. 社会的に妥当な要求をニーズととらえ、利用者の利益を追求すること。
4. 相互に緊密な連携を図り、チームワークを徹底すること。

（地域福祉機能の充実）

5. 常に地域社会の一員であることを自覚して行動すること。
6. 住民、ボランティアへの積極的な連携の姿勢を保持すること。
7. コミュニティケアの一翼を担う立場で、地域ネットワークを推進すること。

（透明性、信頼性の確保）

8. サービスや事業運営について、積極的に情報を開示し適切な説明をすること。
9. プライバシーや個人情報の保護を徹底し、顧客の利益を損なわないこと。
10. 利用者からの苦情や要望を確実に受け止め適切な対応をすること。
11. 常に利用者の立場から質の向上に向けたサービスの改善を図ること。

（事業団らしさの発揮）

12. 地域社会の福祉ニーズを幅広く把握し、達成に向け困難性が高い課題についても、真摯に取り組むこと。
13. 蓄積したノウハウを充分に活かすとともに、確かな技術基盤の上に創意工夫を活かした開拓的な対応をすること。

（自立的、効率的運営の推進）

14. 質の高いサービスをより効率的に提供できるよう常に自らの業務を検証すること。
15. 他のサービス事業者と競い合い、より優れたサービス運営を実現する気概を持って自己研鑽に努めると同時に積極的な提言提案をすること。

私たち職員は、支援、介護が一方的になつていいないかを利用者の立場にたつて、常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この職員倫理に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のために努力を惜しみません。

特別養護老人ホーム浅草・千束 利用者権利擁護指針(コンプライアンスルール)

※介護保険施設及び介護サービス事業におけるコンプライアンスルールとは、単に法令の遵守と最低基準を守るだけのルールではなく、利用者の基本的人権を侵害することなく、利用者一人ひとりのニーズに応えるサービス提供を行うためのスタッフの専門性を高める為の行動指針です。

(総合的な視点)

- ・私たち特別養護老人ホーム浅草・千束の職員は、人が見ている時も、見ていない時も、いつも変わらぬ対応を行います。
- ・利用者一人ひとりの普通の生活(権利)を守ります。
- ・利用者一人ひとりの心身の状態や希望に沿った支援を行います。
- ・認知症の方にも、子ども扱いせず、一人ひとりの生活習慣を尊重し、希望やニーズに沿った対応をします。
- ・自分で決めることが出来るようにお手伝いします。
- ・金銭の取扱を明らかにします。
- ・法令等を常に確認し、そのルールに基づいたサービス提供を行います。

《普通の生活(権利)支援とは》

- ・一人の人として尊重し、敬います。
- ・一人ひとりに合った楽しみを持って生活できるようにします。
- ・お風呂やトイレなど、普通の生活が安心してできるようにします。
- ・外出したり、会いたい人に会えるように調整するなど、一人ひとりの思いや希望を尊重します。
- ・地域の住民としての活動参加の機会を持てるように支援します。

《丁寧な話し方・聞き方》

- ・誰に対しても「○○さん」と呼びます。
- ・小さな子供に使うような言葉を使わず、普通の丁寧な言葉を使います。
- ・専門用語は使わず、その人にわかりやすい平易な言葉を使います。
- ・足を止めて、顔を見て話を聞きます。
- ・思い、心配、嬉しい…等を受け止めて共感します。

《丁寧な対応》

- ・常に所在と安全に気を配ります。
- ・常に様子と体調に変わりがないか気にかけます。
- ・一人ひとりに対して挨拶します。
- ・必ず説明し了解を得ます。
- ・行動を決める事を押し付けず、提案し、決めたことを尊重します。
- より良いサービスが出来るように常に勉強します。

認知症等で判断の難しい方に対しても介護してあげるという態度をとりません。以下の虐待行為を行いません。

(身体の虐待)

- ・排泄や食事等で失敗したときに、子供をしつけるようにたたく。
- ・部屋や玄関に鍵をかけて閉じ込める。
- ・介護服を着用させる。

(言葉・心理的虐待)

- ・「なにやってるのよ」「汚い」「くさい」と怒鳴る。
- ・その日の気分で対応を変える。
- ・口でにらんだり、大声で威嚇する。おびえさせる。
- ・返事をせず無視する。

(性的な虐待)

- ・排泄等のことを回りに聞こえるように話す。「○○さん、おしっこ漏らしているよ」等。
- ・ワイセツな言葉で侮辱する。
- ・性的な行動を強要する。

(介護放棄～ネグレクト)

- ・オムツ、下着を漏れたまま放置する。
- ・具合が悪いのに診察を受けさせない。
- ・充分な食事を出さない、水分補給をしない、食欲がなく食べられない状態を放置する。
- ・安全に過ごしているか確認しない。
- ・汚れを放置する。

私たち特別養護老人ホーム浅草・千束の職員は入居者に対しても、ご家族に対しても、いつも同じく丁寧な対応、丁寧な話し方に務め、話をよく聞く事に努めます。

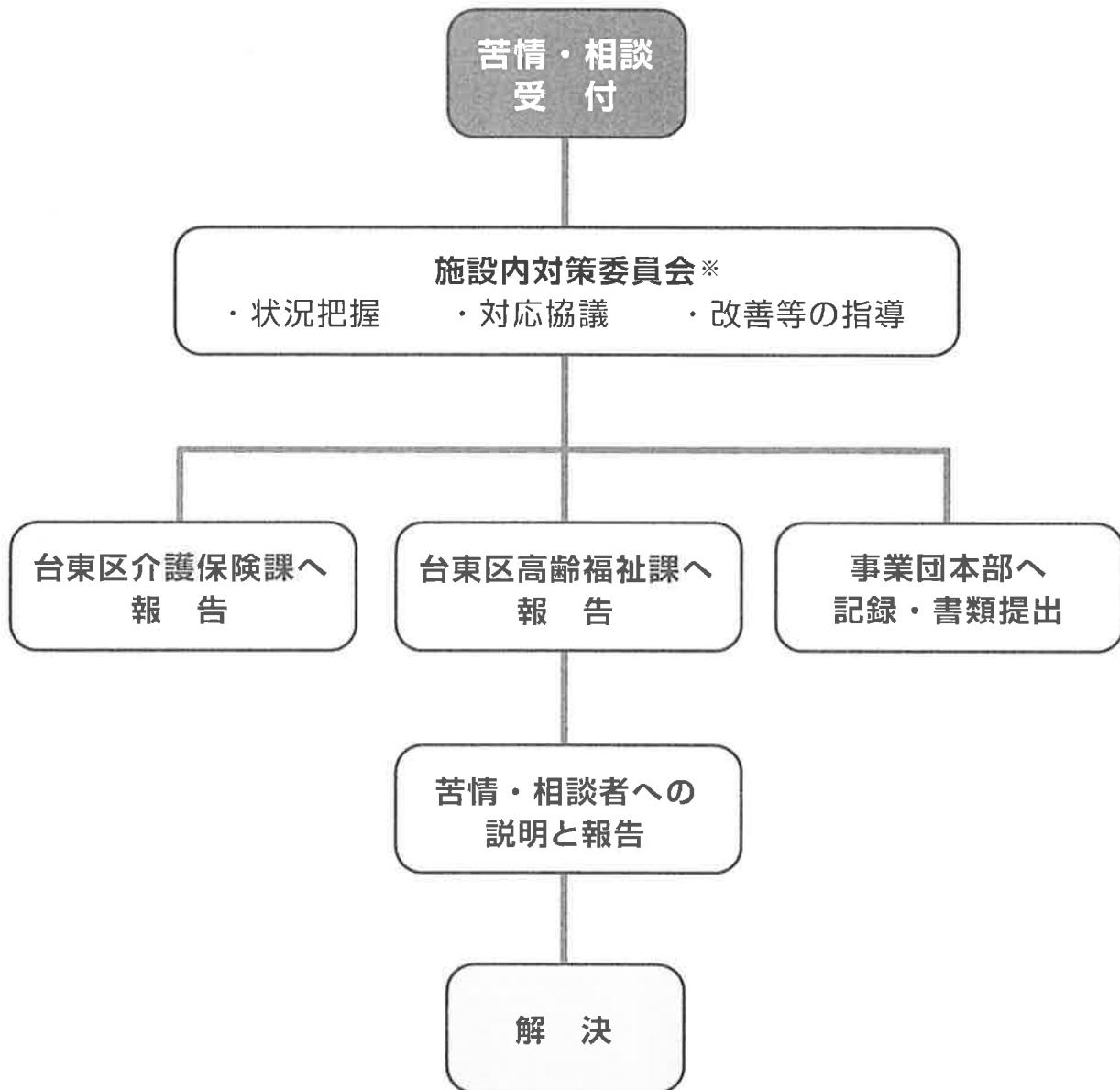
個人情報保護に関する説明事項

当施設では、「個人情報保護方針」の則り適切なサービスを提供する為に、ご利用者様の個人情報を適切に管理・運用いたします。

- ① ご利用者様へのサービス提供に伴い、ご本人の身体状況、介護状況、生活状況、ご家族の状況や連絡先等の情報を頂戴いたします。
- ② 当施設が適切にサービスを提供する為に、各担当部署にて個人情報を共有します。また、健康管理の為、主治医、協力病院、調剤薬局等に対し、必要な個人情報を当施設から提供します。
- ③ サービス担当者会議において、サービス提供上必要であると認めらる場合に限り個人情報を用いることがあります。
- ④ 施設内に、ご利用者様のお名前や写真を掲示することがあります。
- ⑤ 当施設の広報誌に、ご利用者様の日常や行事の写真を掲載することがあります。
- ⑥ 当施設を紹介する目的で、当法人のホームページやケーブルテレビ等に写真や映像を載せることができます。この場合で明らかに個人が特定できる場合には事前にご相談いたします。

苦情・相談対応のながれ

台東区立特別養護老人ホーム浅草・千束



*施設内対応委員会とは、施設長を長として事務係長、特養係長、介護係長、特養相談員その他必要な関係職員で構成した苦情・相談の解決を図る委員会です。施設内対応委員会で対応しきれない案件や事業団全体での対応が望まれるケースについては、台東区社会福祉事業団本部の関係職員を中心とした「事業団苦情対策委員会」を開催いたします。

日頃より当施設のサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

当施設では、各サービスのご提供にあたりましては、皆様に安心してご利用いただけますよう努めておりますが、何かお気づきの点やご相談・苦情等がございましたら、下記あてにご遠慮なくお寄せ下さい。

1. 当施設の相談・苦情窓口

令和2年4月1日現在

サービス名	担当者	連絡先
特別養護老人ホーム浅草 (ショートステイ含む)	松土 篤正 070-6475-0751	
あさくさ高齢者在宅サービスセンター (通所介護・ほのぼの)	大須賀 豊 070-6475-0871	03-3876-1094
ケアマネジメントセンターあさくさ あさくさホームヘルプステーション	草柳 智之 070-6475-0754	
あさくさ地域包括支援センター	桑田 篤 070-6475-0869	03-3873-8088
特別養護老人ホーム 千束 (ショートステイ含む) せんぞくデイホーム	本間 丈晴 070-6475-0859	03-3875-5081

2. 法人の相談・苦情窓口

台東区社会福祉事業団 総務課 (みのわ福祉センター)	総務課 係長	03-5603-2228
-------------------------------	-----------	--------------

3. 台東区の相談・苦情窓口

台東区役所 介護保険課 (台東区役所2階)	03-5246-1244
-----------------------	--------------

4. 台東区の相談・苦情窓口

東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	03-5283-7020
------------------------------	--------------

※受付時間はいずれも月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

マニュアル更新計画

マニュアルの見直しを随時行なっていく。新しいマニュアルについては、法人全体と施設内で、作業部会により見直しを行い改定していく。

種 別	マニュアル名	現在版	更新規則
共 通	緊急対応	令和2年4月	随時・1年
	感染症対策	令和2年4月	随時・1年
	高齢者虐待	令和2年4月	随時・1年
	情報管理	令和2年4月	随時・1年
	苦情対応	令和2年4月	随時・1年
	人材育成（アルバイト）	令和2年4月	随時・1年
	ボランティア	令和2年4月	随時・1年
特養ホーム	食事	令和2年4月	随時・1年
	入浴	令和2年4月	随時・1年
	排泄	令和2年4月	随時・1年
	事故対応	令和2年4月	随時・1年
	身体拘束	令和2年4月	随時・1年
	金銭管理	令和2年4月	随時・1年
	個人情報	令和2年4月	随時・1年
	認知症ケア	令和2年4月	随時・1年
	服薬管理・介助	令和2年4月	随時・1年
	外出・外泊	令和2年4月	随時・1年
	健康管理	令和2年4月	随時・1年
	ターミナルケア（精神的ケア）	令和2年4月	随時・1年
在宅介護	行方不明時対策	令和2年4月	随時・1年
	事故防止	令和2年4月	随時・1年
	送迎	令和2年4月	随時・1年
ケアマネ	プライバシー保護	令和2年4月	随時・1年
	ケアマネジメントセンター	令和2年4月	随時・1年

MEMO

あさくさ
asakusa

